

<b>Title</b>	不良債権処理策と BIS 規制：京阪神地域の貸し剥がし実態調査から
<b>Author</b>	小嶋 康生
<b>Citation</b>	季刊経済研究, 27 卷 1-2 号, p.51-120.
<b>Issue Date</b>	2004-09
<b>ISSN</b>	0387-1789
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経済研究会
<b>Description</b>	古澤賢治教授退任記念号
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

## 不良債権処理策とBIS規制

—京阪神地域の貸し剥がし実態調査から—

小 嶋 康 生

### はじめに

小泉首相は政権発足時、「構造改革なくして景気回復無し」と繰り返し力説し、構造改革を進めるため不良債権処理が緊急の課題であると政策提示した。バブル崩壊後、それまでの歴代内閣も不良債権処理に追われたが、成果は見るべきものはなかった。実質的に景気回復策を先行させることによってバブル期に生じた〈Plethora（過剰）〉を消去する処方を取った。それは「先送り」といわれる手法であった。

それに対して小泉政治は早期処理（「就任後二三年で」）をアメリカへの公約という形で明言した。その政策流儀は永田町では「ワンフレーズ・ポリテック」と“丸投げ”といわれ、政策大綱は十分、説得的でない（例えば不良債権処理と景気回復の関係、不良債権と構造改革の関係など）が、その過程で、「粉飾答弁」（木村剛KFi代表）を繰り返した柳沢伯夫金融担当大臣を解任して、積極派の竹中平蔵・経済財政担当大臣に金融担当大臣を兼任させることで、その処理、手法を一任した。

小泉政治の「改革」なるものの多くは党内の「抵抗勢力」によって次々、骨抜きになっているなかで、「不良債権処理」はいわば「看板」となっている。

しかし、一体、「不良債権処理」とは何なのか。なぜ、対米公約が求められるのか。「先送り」がなぜ、問題なのか。これらの諸点の議論が尽くされたといえない。

そもそも、「不良債権」なるものはいかにして生じたのか。その発生に政府・日銀の責任、金融機関の責任、債務者（企業）責任はどうなのか。あいまいにされたままである。

いずれにせよ「不良債権」処理のため金融庁 対 金融機関、金融機関 対 企業の激し

い攻防が続いている。その攻防は深刻な事態を全国各地で生み、社会的悲劇が生じている。それだけでなく社会的な富の損失をふくらませている。

混迷は〈BIS規制〉に端を発している。そのBIS規制（バーゼル合意）も含めてアメリカの対日経済制裁が絡んでいる、との仮説に基づいて論を進めていく。そして、BIS規制と不良債権処理はアンビバレントなもので、これら二つの対外公約が日本経済を窮地に追いやったことを示していく。幸い、日本経済は2004年にはいって景気は底離れしたようだが、これはいつに「中国特需」によるもので、バブル崩壊後の課題は何一つ解決していない。逆にこれまでのかじ取りが問い直されてくるのでなかろうか。

この小論の特色は不良債権処理の現場からの問題提起である。金融機関と債務者との間の関係は一つ一つが異なったケースである。巨大な権限を持つ金融機関に対して借り手の立場は弱い。なかでも中小零細企業・家業は赤子の手をねじるようにして「処理」されている。

その状況がどうなっているのか、統計的把握は難しい。第一、「不良債権処理」で債務者側の訴えを聞く窓口は中央政府にも、地方政府にも、経済団体も、まして金融団体にもない。悲鳴を上げる中小零細企業者の声はたまさか新聞報道される程度である。

唯一つ中小・零細企業の側にたった「応援団」組織が「銀行の貸し手責任を問う会・関西」（代表・甲斐道太郎大阪市大名誉教授 辻公雄弁護士）（以下「問う会」）、東京にも兄弟団体である「銀行の貸し手責任を問う会」（代表・野田正徳法政大学名誉教授）がある。「問う会」は「銀行被害110番」を繰り返す実施、シンポジウムや相談会などを通じて問題の解決や啓発に当たっている。また「会」には銀行被害者から告発など様々な声が寄せられている。その数、約250件。その多くは銀行からの貸し剥がし、競売、債権転売などの被害である。それらの情報をフローをして、問題の実態解明のため活用させてもらった。

## I 不良債権の実態

### I-1 不良債権とは何か。

90年代後半から「不良債権」が毎年、膨らんだ。それも「消しても（償却）、消しても」減らない。総額そのものもどのくらいなのか、あいまいではっきりしなかった。それでどうして対処する施策が打てるのか、不良債権の「定義」次第で数字は変わる。現に幾つもの「不良債権」がでた。

当初は〈銀行法による「リスク管理債権」（93年3月～）〉が公表されていた。実態が反映されていないとして〈銀行の自己査定（98年3月～）〉が出され、その総額だけが公表された。しかし、総額だけでは個別の銀行の実体がわからない。そこで金融庁が折衷的な形でまとめたのが〈金融再生法による再生法開示債権（99年3月～）〉である。現在は〈リスク管理債権〉

と〈再生法開示債権〉が公表されている（図表1参照）。ちなみにある時点（2004年3月）で、前者が24.0兆円、後者が24.4兆円。99年時点で二つの統計の差が4兆円以上の開きが出たが、04年時点ではその差は縮まった。

図表1 不良債権の現状

## 1. 金融再生法に基づく資産査定【全国銀行ベース】（金融庁資料に追加・加工）

	金融再生法開示債権			正常債権	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
12年3月期	31.8兆円	7.8兆円	16.2兆円	7.8兆円	504.3兆円
13年3月期	33.6兆円	7.7兆円	15.0兆円	10.9兆円	503.5兆円
14年3月期	43.2兆円	7.4兆円	19.3兆円	16.5兆円	468.9兆円
14年9月期	40.1兆円	7.0兆円	16.4兆円	16.8兆円	445.5兆円
15年3月期	34.7兆円	5.6兆円	12.8兆円	16.3兆円	432.0兆円
16年3月期	24.4兆円	4.0兆円	10.5兆円	9.8兆円	423.0兆円

## 2. リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

12年3月	13年3月	14年3月	14年9月	15年3月	16年3月
30.4兆円	32.5兆円	42.0兆円	39.2兆円	34.2兆円	24.0兆円

何がどう違うか。〈リスク管理債権〉は不良貸出債権で、〈破綻先債権〉、〈延滞債権〉、〈三か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権〉に分類されている。債務の返済状況によって判断するもので、対象はあくまで貸出金。狭い範囲に対象を絞った。

これに対して〈自己査定〉は銀行が引当償却をするために内部的に行なっているもので、個々の債権ではなく融資先の財務内容を見て判断、それも総資産を対象にした。〈自己査定〉であるから銀行で基準に違いがあったが、2000年から金融検査マニュアルで、一本化された。具体的な債権区分は〈正常先〉〈要注意先〉〈破綻懸念先〉〈実質破綻先〉〈破綻先〉で、それぞれが相応の償却・引当を行なう。また、この5つの債務者区分に担保条件を勘案してI～IV分類されている。

金融再生法成立を受けてできた〈再生法開示債権〉は貸出債権に貸付有価証券や支払い承諾見返りなどその他債権を加えた総与信額を融資先の財務内容に応じて分類することを義務づけている。それによって不良債権は〈破産更生債権・これに準ずる債権〉、〈危険債権〉、〈要管理債権〉に分類された。

そもそも、〈再生法開示債権〉は銀行の財務内容の透明性確保が目的で開示される。これに対して銀行の〈自己査定〉は不良債権処理のための取引先点検。金融庁は銀行を監督する立場から、銀行は融資先企業を把握する立場から「不良債権」を都合にあわせて捉え、チェックしていった。

問題の一つは「定義」次第で不良債権額が変わる。深刻さも変わる。現に政策的に数字は

操作されてきた。

〈リスク管理債権〉の場合見ていく。

バブル後から1995年まで、不良債権は〈破綻先債権〉と〈延滞債権〉のみであった。それが96年3月から〈金利減免債権〉が加わった。98年3月からは〈破綻先〉、〈延滞先〉のほか〈三か月以上の延滞債〉、〈貸出条件緩和債〉まで拡大された。要は不良債権掘り起こしである。そして、98年にはアメリカ証券取引委員会（SEC）基準と同じ開示内容となった。なぜ、“平成金融恐慌”の最中にアメリカのSEC基準にあわせたのか、その必要があったのか、である。

小論の論脈に沿って論述すると、金融庁が銀行監査を厳しくすればするほど、銀行が企業内容、資産状況を点検していけばいくほど、融資先のグレーゾーンが拡大していく。その結果、約定にしたがって元本・利子の支払いをしている中小零細企業が次々と「不良債権」企業の烙印を押されていく（資料I-6, 25ほか参照）。

改めて問う。「不良債権とは何か」。

実は「不良債権」という用語は『広辞苑』（5版 岩波書店）、『経済学辞典』（2版 岩波書店）、『体系 金融辞典』（1953 東洋経済）などにはない。定義されずあいまいに流布されていたといえるが、業界用語ではこれまで「破綻先債権」を指していた。それを昨今は金融庁、そして銀行が「不良債権」というからそれだと、そんな答えはないし、その種の線引きは債務者が納得できるものでない。

問われるのは拡大解釈された不良債権の、その分類ではなく中身である。中身とはなにか。

金融機関の資産内容を不良化したものにふたつの種類がある。一つはバブル崩壊で実態経済の悪化、とりわけ取引対象の地価・株価の反落、それらが融資先取引企業を直撃して、利息・返済延滞が生じ、貸出債権が不良化したもの。

もう一つは担保物件の下落など地価下落の二次被害による貸出債権の不良化である。本業と関係ないところで起こった債務者の責任範囲外の価格変動による「被害」である。前者はいわば、原因としての不良債権、後者は、結果としての不良債権と分類するのであろう。それをひとくくりして〈不良債権〉と捉えるところに問題がある。この論でいけば帳簿の上で〈過剰〉な債務はすべて不良債権となっていく。

換言していえば「自分が良いと思って選択した行動に対して、その結果に文句はいえない」、これが市場による決定の正当性といわれるものである。この論が正しいとした場合、バブル期になにも選択せず、行動もせずして「市場の失敗」を背負わされる道理はない。当然、区別して考えるべきことである。

後述していくが、ごく普通の、まじめな中小企業者が担保として差し出した土地の地価が下がり、担保割れしたから、その中小企業向けの債権は不良債権になる、したがって処理せよと、そのような企業群をつぶして景気回復があると本気で思っているのであろうか。

## I-2 これが〈不良債権〉なのか。

バブル期には金儲け専一主義が経済界に広まった。暴力団と組んだ地上げの横行、土地転がし、これらは徹底糾弾されるべきであった。儲け損なったバブル企業や銀行が破綻したとしてもやむを得まい。

ところが、問題はごくフツウの会社が金融機関の勝手な判断で、〈不良債権〉と認定され、つぶされていく。それが「加速されるべき不良債権処理」なのか、こういうのはどうか。

ケースⅠ 大阪市のN産業の社長は一部上場会社の大阪支店長であったが、子女が障害者であったため将来のことを考え退社、80年代に銀行融資を受けて8階建てのマンション経営に踏み切る。しかし、バブル崩壊後、土地下落で担保にはいていた物件の評価が下落したため銀行査定では実質債務超過となり、「破綻懸念先」に。取引先の住友銀行は毎期ごとに「金利の2倍引上げ、元金も倍相当の返済」を要求を繰り返す、さらにマンションの任意売却を持ち掛ける。銀行は「これは金融庁の指導です」と。もし任意売却すれば、残債が残り、担保に入れている自宅を失いかねない。75歳の社長は「ほとんど疲れ果てた。しかし、私が何か一度でも約束をたがえるとか落ち度のあることをしたか。金利も契約書通りに支払ってきた。なぜ、攻められねばならないのか。バブルを作ったのは政府であり、銀行でないか。自分らの悪行の尻拭いを零細事業者に迫るのは何たることか。アメリカの対日本潰しが背景にあると思うが、それなら51番目の州になった方が気が休まるとさえ思う」という。N社長は乗るか反るかの攻防を続けている。

ケースⅡ ロボット技術では神戸一といわれたO鉄工は2002年末、倒産。きっかけは現職代議士が逮捕された防衛庁汚職事件に親会社の新明和工業が連座、その後、防衛庁取引が停止された。その煽りを受けたのは事件と何の関係もない子会社。大幅に受注が減ったため返済が滞り、取引先金融機関の信用組合が慌てだす。即座に金利充当に手持ちの土地を売却したが、全額が元本の返済に充てられ、次つぎ所有物件の競売を求められる。バブル期、「金利さえ払ってもらえば…幾らでも金を出すと」と、いわば“押し貸し”だったが、一転、“貸し剥がし”。本社工場ビルの競売を告げられギブアップ、70人の従業員は解雇、O社長夫妻も自己破産で丸裸に。O社長は「金融機関の取引先総代にもなって尽くしてきた。それを手の平返したように身ぐるみ剥がれた」と恨む。信組は「貸し剥がしではない」と抗弁しているようだが、検査マニュアルの拘束を受けていたことには違いない。検査マニュアルはこの年、「弾力的運用」が約束されたはずであったが、新たな『金融検査マニュアルの別冊（中小企業融資編）』でも、果敢な中小企業潰しが続く。かくてO鉄工のもの作りの技術は金融庁の金融検査マニュアルによる“貸し剥がし”によって、火が消えようとしている…。

ケースⅢ 京都・西陣の老舗が取引先のみずほ銀行（旧第一勧銀）から私有地に5階建てのマンション建設を持ち込まれたのが1990年。銀行が計画案、ハウスメーカー、建設費を揃えて、“売り込む”。目的は老舗の土地を担保にした4億9千万円の「過剰融資」。バブル期、多くの銀行が、軒並み土地騰本を取り上げて、次々、“押し貸し”したのと同じ「手口」である。老舗のk社長が迷いながら判を押した。「計画案」によると、工房の近くの土地（780㎡）の南側にマンションを建設、完成後、北側部分の用地（300㎡）を3億円で売却して返済にあて、残金は家賃収入で返せる、というもの。ところがマンション建設が進み、残りの用地売却の段となると、敷地が準工業地域に当たり、売却すればマンションが建築基準法の容積率規制に抵触する事が判明。すでにマンション敷地として建築確認されて、新たな建物が建てられないなど用途制限されることもわかる。これでは買い手はつかない、杜撰な話に引っ掛かり、資金繰りに困ったk社長は返済を滞納してしまった。すると、銀行は不良債権と断じ、99年、件の敷地とマンションを差し押さえてしまった…。バブル期の無茶な貸し込み競争、バブル後は一転、開き直って取り立て強行である。

### ☆☆☆

金融機関は上述の京阪神地区の三つのケースをいずれも不良債権と断じている。何百という手許の事例の中からアランダムに取り上げたが、果たして、これらは〈不良債権〉といえるのか。単純に「貸したものは返せ」といえるのか。これら経営者たちは銀行の阿漕な攻勢に倒れてもまた立上がる。したがって上述した事例はその第一幕であって、第二幕が待っているのだが、この小論では触れない。ただ、一般的に言って銀行のごり押しで多くの銀行被害者は抵抗するすべもなく、奈落の底に突き落とされていっている。

蔑の髄から天のぞくとの誇りを恐れずにいえば、個々のミクロの案件はマクロの縮図である。金融行政のゆがみ、銀行の理不尽なビヘビアが浮かび上がっているのではなかろうか。

### I-3 なぜ、不良債権処理が喫緊の政策課題か

小泉内閣は就任直後、不良債権の早期処理を政治公約にした。ブッシュ・アメリカ大統領との会談で言質を取られたからである。ところが、勇ましい言動とは別に実態は進まず、改造内閣（02-9-30）直前の日米首脳会議でブッシュ大統領は重ねて不良債権の抜本的処理を促した。この注文に小泉首相は「促進を約束」と各紙は報じた。

なぜ、アメリカは日本の不良債権処理にこだわるのか。ひとつには従前の日本型の「官・銀」協調・封鎖体制に楔を打ち込むことであった。それは一面、理のあるところに見えるが、アメリカの求めるのは「利」で、自国産業への強引な利益誘導策である。具体的には不良債権の最終処理で放出される要素生産力、なかでも切り捨てられる企業の不採算部門が目当てである。二つ目はアメリカ資本が目論む銀行支配の野心を代弁したものであろう。アメリカ政府は不良債権の「市場での処理」を求めて釘を刺しており、アメリカ系のサービサーが陸

続と上陸していることと対応している。三つ目にはアメリカの金融市場の不安定要因になるからだ。不良債権処理のためアメリカからの投下資金の引き揚げを恐れており、政府の責任と資金で「処理」を求めている。四つ目は新政権のロイヤリティー・テストであろう。その策が国益に反するものであったとしても、アメリカが求めているものに「恭順」でならねばならない<sup>1)</sup>。

竹中・金融担当相は就任後、不良債権処理策を進めるためにアメリカの手法の導入など刺激的な発言を繰り返した。当然、金融業界からの反発がでたが、これに対していち早く、グレン・ハバード米大統領経済諮問委員会委員長らがわざわざ「竹中支持」表明する。少し異様とも思えるタイアップぶりは、アメリカが小泉内閣に何を求めているかを明確に示したもので、これは記録に留めておかねばならない。

ところで、不良債権は不況の原因か結果か、バブル崩壊後10余年間、かまびすく論じられた<sup>2)</sup>。「不良債権は不況の主要因」であるならば取り除かねばならない。小泉首相のブレーンで強硬派の木村剛KFi社長は「不良債権を処理すれば景気は回復する」と主張している。

「不良債権は不況の主要要因ではない」ならば、不良債権の影響は限定的で主要因は別のところ（「デフレ」、産業構造の遅れとか）にある。だから不良債権を処理したからといって景気が回復に向かうわけでない。逆に長引く不況から新規の不良債権が次々と沸いてでくる。

問題の建て方そのものが問題で、真実はバブル期に生んだPlethora（過剰）の処理をどう進めるかである。景気（産業）循環は恐慌・不況・回復・活況・恐慌を繰り返していくもので、周期によって「山」「谷」の高さ深さは違えども、多血の資本が活況を呼び起こし活況はPlethoraをうみ、天井で反転し、不況期にそれを整理していく。そのPlethoraはモノ、ヒト、カネ、カブ、トチすべてを含んでおり、金融市場に現われた過剰融資（過剰債務）だけが問われているのではない。ましてその一部である不良債権だけを問題とするのは極めて恣意的である。

注釈的にPlethoraについて触れておく。『資本論』（3巻3篇15章3節他）では資本のPlethoraが「貸付け可能な貨幣資本の過剰」として示されている。この過剰な資本は多血質にモノ・カブ・トチに移転し、「冒険の途」を歩む。その帰結は「商品の過剰生産」として恐慌

---

1) 元外務省の幹部が講演会で日本外務省の対米追従を示す、一つのエピソードを語っていた。それによるとアーミテージ国務次官補（アジア担当）は2001年、下院に提出したアーミテージレポートのなかで「日本は、いまだ信用できぬ。常に警戒を要すべし」と日本叩き・日本潰しの姿勢を示した。その情報を入手した外務省高官連は「アーミテージ様が怒っておられる。なぜなのだ」と大慌てした。そして、それ以降、一段と対米恭順、これ勤めているそうだ。日米パートナーシップなるものの実態を示すとともにアメリカの本音を示した挿話である。

2) 東谷暁03 野口旭 小宮隆太郎02 若田辺昌澄03などが論点整理を上手くやってくれている。フリーライターの東谷の作品には参考にするところが多かった。



後、残滓を積みあげる。

バブル後の反落期、かつてない大リストラでモノ、ヒトが〈整理〉された。残る資本（債権・債務）のPlethoraを消していくには理論の上ではだれでも思いつく四通りの方法がある。一つは銀行による〈過剰〉融資分の償却、二つ目には「通貨を墮落」させ、水膨れのインフレで過剰債務を消す。三つめはギャップ分を公共投資で埋める。四つめは戦争などの外因による特需である。それ以外の手法では「無策の策」として「先送り」などがある。

小泉政治は「構造改革なくして景気回復なし」と言い、構造改革を進めるためには不良債権処理を最優先せねばならぬと説いてきた。その手法は一にも二にも「退場」の促進である。先の四つの方法からいえば「公共投資は効き目がない」「インフレ・ターゲット論は世論の目つぶしが難しい」という主張を受け入れ、銀行に引当金を積ますことで、取引先を「退場」させ、その引当金の積めない銀行も「退場」させる論法である。需要を押し上げるのではなく供給を削減するなかで〈過剰〉を消す策である。それは経済の長期低迷策でないか。

竹中セオリーで書かれた『経済財政白書—改革なくして成長なし』（2001年版）においても不良債権の存在は「銀行収益圧迫による金融の仲介機能の低下」、「低生産性の分野における資本・労働力などの経済資源の停滞」、「（銀行破綻などによる）金融システムへの信頼の低下による企業や消費者（行動）の慎重化」という三つのルートを通じて経済成長を押し下げ、としている。これまた論点のすりかえである。

三番目の金融システム低下と消費者行動の慎重化が直結しているとする論は事実誤認である。消費の冷え込みはまったく別要因である。リストラ旋風、数年続く収入減から家計は先行きに不安感を強めているからであり、さらにゼロ金利により家計から銀行部門への所得移行は年間20兆円近くあり、それが支出の節約、消費の抑制になっている。

ついで二番目の「低生産性の分野における資本・労働力などの経済資源の停滞」に触れておく。『白書』では「低収益性・低生産性の分野に従業員・経営資源・資本・土地などの経営資源がいつまでも停滞し、高収益性・高生産性の分野にそうした経済資源が配分されていない」と指摘し、経済成長を押しさえるメカニズムになっているとする。

これは「低収益性・低生産性の分野に従業員・経営資源・資本・土地などの経営資源」を償却し、日本経済のバランスシートから外してしまえと言っているに等しい。その多くの経営資源が中小企業に集中していることは明らかである。つまり、日本経済の足を引っ張る中小企業を整理しろである。

日本の農業とともに中小企業は「過保護」の象徴であり、日本経済を高コスト国にしているとする議論は国内外からあった。それが小泉政治の「構造改革」の中身になっているとも読める。不良債権企業＝時代遅れ企業＝要整理対象＝構造改革の文脈である。事実関係においても、そのような乱暴な論法は認められない。

それに『白書』の議論には「どこからどこへ」が抜けている。それでは「高収益性・高生

産性の分野」はどこにあるのか。新しいものが見えない。「山の彼方の空遠く」では困るのである。

例えば入超が続く繊維産業が低生産性部門であるとしても、それをどう高付加価値化していくか、ハイブリッド化していくかである。蓄積された技術で足下を掘り下げられないのである。

現に「不良債権」で追い立てを食う中小企業の中には「構造改革」を先取りしたところが数ある。親企業の海外進出で取り残された中小企業、中国などアジアの途上国からの追い上げで価格競争力で太刀打ちできぬ中小企業、規制緩和策で大手企業の進出に市場を取られた中小企業、これらのなかには見切りをつけざるを得ないケースもでてくる。

そのため工場用地など保有土地を担保にして新規部門に進出したところも数ある。しかし、バブル後の長期不況で軌道に乗れず、苦難を続けているところが多い。債務者区分や資産査定が厳格化で「金利だけは支払って辛抱しておれば…」、この従前の手法が通らなくなった。それら企業は「不良債権」のレッテルを張られる。これら企業を潰すことが、なぜか、「構造改革」となってきた。

『白書』があげる一番目の「金融仲介機能の低下」をもたらしている真因はいつに銀行の自己資本比率の問題にある。自己資本比率の上昇、これは今日の「至上課題」である。そのためには貸出資産の縮減に追われている。金融仲介機能は低下せざるを得ないのである。不良債権処理は真の問題を隠すために使われているのではないかと思わぬでもない。

#### I-4 処理策が進むと、何が起きているのか

小泉政治は主要行の不良債権比率を4%に低下させることを重要な政策課題にしている。「不良債権比率の半減目標」がそれで、2001年度に8.4%だった都銀主要行の不良債権比率を、2004年度にはその半分に減らすことで問題の正常化を図るとしている。主要行は金融庁の方針に沿って不良債権比率の半減目標をぜがひでも達成せねばならない。このため2002～4年にかけて猛烈な処理策が進められた。押さえておかねばならぬことは処理策が進むということは、その分、倒産など被害が発生しているということである。単純に「成果」などといえるものではない。

そのさい特徴的にいえることは、処理策が取りやすいところから、抵抗のないところから、力量の弱いところから進められているということである。逆にいえば問題の多い、悪質な、巨額な不良債権は処理策が難航し、ケースによっては放置され、手つかずになっている。

狙い撃ちされているのが中小零細企業・家業である。バブル期、大手貸出先の銀行離れもあり、周辺部の中小企業に触手を伸ばしたが、一転、手仕舞いである。グローバルな展開を目指す都銀主要行の戦略的撤退である。

強引な処理は“生きている”資産も殺し、企業を倒産に追い込む。関連する下請けや取引

先に連鎖していく、本来的な意味でのディスオーガニゼーションの発生である。周辺企業にまでリストラが広がり、失業者は増える。連鎖倒産も少なからず起きている。一つの債権回収が悲劇の連鎖を呼ぶ。それに加えて竹中金融庁が背負ったつづら（葛籠）からは不良債権が次から次へとでてくる。

問題が表面化した1998年から01年までの3年間、銀行は毎年10兆円を最終処理している。しかし、ほぼ、同額の新規の不良債権が発生した。

なぜ、新規発生が続くのか。それは上述した「結果としての不良債権」がふえ続けているからである。銀行の恣意的判断に基づく貸し渋り、貸し剥がし、そして競売、転売が「不良債権」をどんどん作り出している。「原因としての不良債権」は地価や株価が回復しないならば健全化しまいが、「結果としての不良債権」は不況が克服されれば健全化するのである。不況下、ごり押しの処理策は不良債権の拡大再生産となっているのである。

その結果、何が生じているか。

引き続き高水準を保つ倒産、とりわけ廃業の増加である。倒産は年間2万件、廃業は年間6万件を上回っている。倒産がもたらすものは連鎖倒産、失業、個人破産、夜逃げ、ホームレス、自殺・心中、ホームレス、犯罪などである（小嶋 2003<sup>①</sup>）。これらの増加は不良債権処理策と直結しているということである。

中小零細企業・家業は銀行から貸し渋り・貸し剥がしを受け、即座に破綻するものではない。経営者は生き残りをかけ必死に金策に走る。公的金融機関がだめとなると、商工ローン、サラ金、ヤミ金の順序をたどる。口先だけの安全ネット策のため「商工ローンやサラ金は公的融資の肩代わりしているのが現実」（木村達也・クレジット・サラ金対策協議会事務局長）である。03年、ヤミ金禍が拡大したが、やみくもな不良債権処理策の延長線上にあるものとして捉えられる。「銀行被害者の会・関西」（「銀行の貸し手責任を問う会」の子団体）の開き取りでは被害者の多くが一時的にしろ商工ローンやサラ金に駆け込んだとしている。

原資を銀行に依存しているサラ金は「不幸」を食い物にしてバブル破綻後、軒並み高収益を持続し、都銀との関係を深めているが、このマチ金の世界でも貸し倒れ償却が増えている。大手の武富士、プロミスでみると、一番多いのが破産、二番目が行方不明となっている（『月間消費者信用』03-9）。

破産件数は02年22万件を越したが、その後も増加趨勢にある。破産理由は「生活苦・低所得」が圧倒的に多いが、ついで「負債の返済」、ほぼ同数で「保証債務」、「事業資金行き詰まり」となっている。その他理由ではマチ金も含めた金融機関が原因となっているのだ。

夜逃げ、ホームレスも「借金苦」から逃れるためのほとんど。ホームレス支援のため大阪弁護士会が02年夏から一年がかりで行った巡回法律相談の結果報告がある。それによると、相談者129人のうち116件が「借金」、会社経営者やビジネスマンらが倒産やリストラで職を失い、借金を重ねたのが原因である。バブル崩壊後、年間3万人を越す自殺者は03年3万2082

人と最高を更新、その原因も目立って増えているのが経済苦である<sup>3)</sup>。

資本制システムが作動する限り、産業循環が続く。先人は「(不況期の資本家的衝突の後、)資本主義的生産の“健全な”運動に対応する諸関係が回復するか」と自問自答して「均衡は大なり、小なりの範囲で資本の遊休、または破滅によってさえも回復する」と答えている<sup>4)</sup>。

日銀は04年春、いち早く景気はバブル崩壊後3回目の上昇局面にはいったとする認識を示したが、それは先にも触れたように“中国特需”という外的要因に牽引されたからであり、「構造改革」によつての景況変化ではない。

戦後の主要な景気循環をみると、日本資本主義が危機に瀕した50年のドッジ不況を救ったのは朝鮮戦争による特需、65年恐慌の出口になったのはベトナム戦争の特需であった。過剰な設備と追いつかない需要のギャップを埋めて余りある特需の発生が〈過剰〉を解消させて、日本経済を成長軌道に乗せた。戦前ではジグザグ循環10年に一度の不況期のたびに過剰を処理する戦争を1894年の日清戦争以来、繰り返した。もし、「平成不況」が中国特需によって過剰が処理されるとすれば画期をなすものといわなければならない。しかし、まだ〈不良〉債権の正常化への道筋はみえない。

それにしても現状は戦後最悪の惨状である。オルタナティブなどのような政策でもここまでの被害はなかったのではないか。

それに企業収益の好転は銀行の期間利益上昇(全国銀行の2003年度決算では5126億円の黒字。当期純利益は4年連続の赤字)につながり、さらに不良債権処理が進む一面を持つ。内閣府調査では不良債権の処理が進めば離職する労働者は39~60万人。転職がきかず失業者として残るのが13~19万人と予測(2001年)していた。その一年後に出たUFJ総合研究所の試算(02-10)では「不良債権処理の加速による影響は、GDPを02-04年度累計で2%押し下げ、失業者は04年度までに新たに165万人増える」としていた。それを裏付けるように若年層の不安定化したフリーター現象はさらに膨らんでいる。

バブル崩壊後、過去二度の上向いた景気はすぐ失速した。今回は中国頼み。「アメリカがすべて」派も当分、中国に足を向けて寝るわけには参らない。

---

3) 厚生労働省よると03年の男子の平均寿命が78.36歳と伸び率が0.04歳と鈍化した。日本女性は19年連続世界最高だったが、男子はアイスランド、香港について三番目。鈍化の原因は自殺者の増加。03年の自殺者は3万2082人、うち男性は2万3377人。中高年の増加が目立った。03年、大阪地区では鉄道自殺が目立った。JR関係労組の幹部が「環状線ばかりに飛び込まず、他の私鉄でやってくれ」と発言し物議をかもした。

4) 『資本論』3巻3篇15章 原文262p.

## Ⅱ 過剰融資は、どのようにして起こったか。

### Ⅱ-1 バブル期の金融機関の貸し込み競争

結果を論ずる場合、よって来る原因の究明を怠るわけには行かない。バブルがどうして発生したかである。

ガルブレイスの論を待つまでもなく、資本主義的市場経済にあってバブル現象は制度に埋め込まれているものであり、景気の過熱期に膨らむ。産業循環は同一のリズムを繰り返すのではなく、周期ごとに特徴を持つ。“平成バブル”の引き金はアメリカに強制された1987年2月の公定歩合の引き下げであった。この時期、資産市場はインフレ症状を示していたので、金融市場では金融引き締めを観測が流れていたが、政府・日銀は逆に公定歩合を3%から史上最低の2.5%に下げた。

この定石はずれの奇手はアメリカ政府の強い要請に基づいたものであった。当時のアメリカの金融環境のもとではドルの流出を防ぐため日米金利格差の固定はアメリカの国益のため不可欠で、至上命題であった。同じ状況におかれたドイツはその要請を拒否したが、日本の金融政策はアメリカの事情を何よりも優先することを常としており、今回も十分な説明責任もなく、追随政策を決定した(小嶋2003A)。その結果、兜町や土地市場は火に油を注ぐがごとき奇観を呈した。だぶついた金余りは行き場を求めて投機市場に流れた。

市場はユーフレアしていった。銀行間は貸し込み競争に明け暮れた。

土地さえあればそれを担保に億単位の融資が実施された。土地台帳から片っ端に登記簿本をあげ、「儲け話」を仕組んだ。銀行マンは土地持ちの家に“夜討ち”を掛けて、事業プランを持ち込んだ。バブル期の異常性は無借金経営こそが模範としたそれまでの経営哲学を覆した。「負債を活用した財テク」にのめり込んだ経営者は中小企業を含めて多い。

企業が背負える負債はどれだけか。借金はその企業が一年間で生み出せるおカネ、つまりキャッシュフローの多く見積もって10倍というのが世間の目安といってよい。しかし、経営教義や伝習は一切無視された。

なぜ、そんなばかな教科書無視の融資をやったか。将来の事業収益の評価を過大評価したもののだが、右肩上がりの幻想がそれを支えた。一線の支店長を拘束したのは「必達目標」であった。必ず達成すべき目標は毎期々々、本部から降りてくる。それが厳しい勤務評定に繋がる。

バブル期、仕手筋が暗躍した「光進」事件に連座した住友銀行のモーレッツ支店長が、その実態を「告白<sup>5)</sup>」している。その一端を引用すると一。

「ガイドとなっている支店収益予算と実現可能な収益との差額をどのように稼ぎだす

---

5) 山下彰則『住友銀行支店長の告白』(アップル出版 1995)

かは支店長の才覚といわれ、…ある支店長は不動産の仲介をしてその手数料をノンバンクから協力預金という形で手に入れたり、ある支店長は、ゴルフ会員権の販売をして、その手数料を同じように稼いだり、ある支店長は相続税対策と称して、リスクの高い変額保険とローンを組み合わせて、保険を販売し、その手数料として保険会社から収益を稼いだりしてきたのです。…銀行はもはや、銀行法にのっとった業務だけでは目標とする収益が稼げなくなってきたのです。それで、あえて銀行法違反となるような業務推進の手法は…、本部は黙認するから支店長裁量で『しかるべく』やってくれということにはかなりません」

金融情勢の変化が銀行の営業姿勢を変えた。あに住友銀行だけではなく、どの銀行も同じような手法を駆使した。金融機関ぐるみ右へならへしたといえる。金融自由化がもたらした必然で、「金のいらないうところに金を貸す」競争が熾烈化した。そのダイナミズムは様々な行き過ぎをも生み出すにいたった。

その行き過ぎは取引先だけにとどまらず、行員にも向けられる。その住友銀行支店長は書いている。「必達目標を部下にも押しつけるが、できない人間には罰として一日中、屋上に立たせたり、キャビネットの上に座らせたり、バケツをもって立たせたりするようなモーレッツ支店長も現れました」。

この時期の銀行被害者の多くが「押し貸し」の被害を訴える。「深夜押しかけてきて、ノルマ達成に助けてください」(資料1-ケース5)、「私どもの銀行を信用してください。その甘言にだまされた」(資料1-2)「銀行と取引先は運命共同体、悪いようにはさせない」(資料1-4)等々。しかし、いまその言質を証明できるのかとなるとほとんどが言葉の上での約束に終わっている。当時の支店幹部は行き先を隠すので確認することもできない。

東大阪のFさんの場合は、根負けしてゴルフ会員権をピーク時に買われ、その分の融資を受けた口だが、そのさい嫌がる支店長から「ある時払いの催促無し」の一札取っておいた。億単位の損が出たことには違いないが、一札の効き目で銀行は担保処分もできない。このケースなどは例外である。

過剰融資が、結果としての過剰債務となった。過剰債務即、不良債権ではないが、第二分類的の〈要注意先〉として銀行から攻められる。「銀行は信用してよいと思っていた自分が情けない」(資料2-2)

「何事も不合理、不自然に始まるものは、その終わりにおいて、必ず(好)結果を見ることなし。これ当然の帰結にして、時の遅速こそあれ、結局、物は落つる処に落つ。所謂因果応報の理なり」(一条糸吉『銀行業務改善隻語』)

## Ⅱ-2 土地担保主義と地価

貸し込み競争が続いた背景には、かつてない金融緩和と、それをベースにした「右肩あがり」の地価上昇があった。

「土地神話」が「商品としての土地」から生まれた。土地は供給制限から投機対象となり、異常な価格形成を招いた。国土総面積のわずか2%弱を占めるにすぎない三大都市圏の宅地が価格で全国土の45%近くに達した。

その異常性はどれ程のものであったか。

『国民経済年報』（2001年版）と連邦準備制度理事会のストックデータをもとに日米の「国富<sup>6)</sup>」比較を見た（中野一新 2001）。

日本の国富1994年末3214兆円、アメリカのそれは1994年末20兆191億ドル、同年末の対ドルレート換算1998兆円。単純比較だが、日本はアメリカを1000兆円をはるか上回る「資産大国」となっている。

日本の土地資産額は1960年当時、アメリカの二割程度であったが、70年代の第一次土地ブームでアメリカ水準に接近し、80年前後には同国を追い越した。そしてバブル期になると日米格差は一挙に広がり、ピークの90年には2455兆円と、アメリカの3.6倍に拡大した。バブル崩壊後、日本の地価は下降に転じ1999年の土地資産額は1612兆円、ピークの三分の二にまで目減りするが、アメリカの94年時点との格差は3.7倍で、90年当時とさほどかわらない（住宅資産額は日本はアメリカの半額にも及ばない）。

名目上の国富額を指標とする限り、日本は依然アメリカを凌ぐ「資産大国」であるが、国富の過半は資産インフレによって肥大化した土地資産にすぎない。労働によって生み出された社会の富の総体はアメリカのほうがよほど勝っている。土地の名目的価値だけが法外な地価高騰によって水膨れしたのであり、これでは国富がいくら増えても国民生活の豊かさには直結しない。

いま、また、あつものに懲りず地価抑制を基調とする土地政策を土地市場の活性化に重きをおいたものに転換しようとする“空気”が出ている。その背後には担保にとった土地資産の目減りに歯止を掛け、不良債権を有利に整理しようとする銀行業界の思惑も見え隠れする。

土地インフレの転機はプラザ合意であった。アメリカは威信をかけた過度のドル高政策を放棄した。日米間の為替レートは趨勢において貿易為替レートで決まる。実質、工業品レートといえた。輸出依存度の高い工業品は円高を上回る合理化で輸出量を維持した。そのことによって円高はさらに加速、いわゆる“地獄のサイクル”にはまった。

その当時、購買力平価から見れば1ドルは180円相当とされたが、土地を基準に見れば1ド

6)「国富」は①再生産不可能有形資産。したがって土地が大半。②再生産可能な有形資産 住宅や建物など。③対外純資産一からなっている。

ル1000円といわれた。ということは金融市場が緩めば円高による土地投機がドル圏に向かうのは必然といえた。アメリカのいう金融自由化とは市場主義であり、プラザ合意のさいホワイトハウスはそれらを織り込んでいたはずであった。

アメリカを舞台にした不動産投資は津波の勢いになった。そのドルとプランを提供したのは邦銀であった。

先陣をきったのは大手不動産やデベロッパーであったが、その後、有象無象の不動産会社が殺到した。マンハッタンに至る所で“日の丸”が上がった。不動産共同投資が小口の資産家を巻き込んだ。三和銀行が関わったフォーチュンワンというハワイの不動産共同投資、「フォーチュンワン」事件はその一つである。[アメリカを買う日本] (図表2)、これがアメリカ政財界を刺激した。

バブル崩壊後、地価は急落、プロジェクトは相次いで破綻した。海外案件からの撤退も続いた。リスク管理債権残高の過半数は不動産、建設、流通業の三業種への貸し出しで、貸出



©1991 Dale Stephanou/Haverhill Gazette

図表 2

「やがて、この一帯は君らのものになるんだ」  
漫画家ステファノーノス（『ハーバーヒル・ガゼット』紙、1991年）

7) 銀行の貸し手責任を問う会・東京の椎名麻紗枝事務局長（弁護士）の糾明に基づく。椎名弁護士によると、「フォーチュンワン」事件はバブル絶頂期に三和銀行自体が事業計画をして、指導料名目で2億円の手数料を取ったうえ、不動産販売の仲介業務をしていたというもの。計画ではハワイの大型ビルを区分所有し、収益は配当で還元されるはずであったが、98年に破綻して銀行からの借金だけが残った。椎名弁護士の『100万人を破滅させた大銀行の犯罪』（講談社 01年）にも記されている。同じハワイを舞台にした住友銀行の押し貸し被害について現地でデポジション（証言録取）したことを同書でも触れ、繰り返し強調していることはアメリカの裁判所では、ディスカバリーによって証拠提出が容易であるということ。情報開示に疎い日本の裁判所との違いは明白である。



総数の三分の一を占めていた。不良債権問題が特定業種に集中していたことが分かる。

投機に走ったところが裏目に出て市場の審判を受ける、これは景気（産業）循環の下降局面で毎回、繰り返し続いていることであって、一定の清算は避けられない。ただ、“平成バブル”は銀行主導であったところに特徴があり、それゆえに「銀行の貸し手責任」が問われることになるのである。

### Ⅱ－3 都銀の中小企業向け融資開拓

80年代にはいつてから独占企業は自己資本調達力が強まる。内部留保が増大、蓄積が進んだ。典型的なのがトヨタ、松下などで、“トヨタ銀行”“松下銀行”と呼ばれ、逆に資本市場を通して資金の出し手となった。現に「ソニー銀行」は誕生した。間接金融体系は曲がり角に入り、株高を背景に大企業は資本市場から社債、転換社債、時価発行増資の形で資金を調達するのが常態化した。外債発行に走る大企業も多く、円高を活用、調達金利はマイナスという“異常現象”も続いた。「銀行さん サヨウナラ」であった。

大手貸先を失い、過剰資金の融資先に困った市中銀行は中小企業・零細企業に手を伸ばし、掘り起こしを始めた。その際、重きが置かれたのが不動産、建設、流通など第三次サービス産業であった。対米公約となった内需拡大策が材料視された。長興銀がその先頭をきった。

さらに資産のある個人に向かった。大型フリーローン、融資一体型変額保険、相続税対策に最適と、銀行信用を看板に売りまくった（資料Ⅱの全体）。後にノーパンシャブシャブ事件なる不祥事が発覚するが、銀行の言いなりになり簡単に商品認可する大蔵省の姿勢にも平常心が失われたのでなかったか（資料Ⅱの7）。

本来的に市中銀行（商業銀行）の貸付は短期信用である。長期貸付などは想定されていないが、実際はそうではない。ヒルファディングのいう「資本信用」である。それ自体では産業資本にも商業資本にもなり得ない遊休資金が銀行という媒介を通して社会的貸付資本として資本化され、運用される。預金者は流動性の高い短期回流を希望し、融資の受け手は資金の長期拘束を求める。この課題を仲介機能者の信用でまかなう。

制度的には長短分離で商業銀行は短期信用、つまり短期融資で、長期銀行がもっぱら企業の設備投資を賄う長期融資を担うことになっていた。長銀法が高度成長の最中に制度化されたいきさつはそうであった。ところが、実際は、商業銀行、とりわけ都銀が企業の長期資金を担ってきた。それも短期資金をroll overすることで長期間回すという手法を取った。

商業銀行の融資は貸付という形態を取るが、それは、「貸付という形態は、貨幣が資本として商品になるという規定から出てくる」（『資本論』3巻5篇21章 p354）のである。その力能が突出してくるのは、労働者までが預貯金に参画する、マルクスの見た世界を超えた時代の産物である。

短期貸しは宇野派のいう「資金」融資の性格を持つ。しかし、それで工場を建設するとな

ると、文字通り貸付資本である。半期ないし一年の契約で、その都度契約を更改して十年、十五年、貸し付ける。いわゆる“底貸し”といわれ、出資取引に似た長期固定取引となる。当然ながら、その間、産業循環による景気の繁閑、金融環境の緩急がある。長期、固定融資と異なり、毎期ごとに、約款の仕切り直しがある。バブル後、担保価値の下落が契約の更改を難渋なものにさせるのは、その“底貸し”の矛盾の現れであった。

もう一つの特色は融資先との取引はコーポレート・ファイナンス融資であるということ。アメリカ型の個別案件ごとのプロジェクト融資ではなく、企業そのものに融資する形態を取っている。“底貸し”は支配関係も混入してくるので、安易な債券の売買や流動化を難しくする。

この融資制度はメインバンク制、株式の相互持ち合い、銀行員の天下り受け入れなどとセットになっていた。慣例の“長期貸し”はこの中から生まれたといえるし、逆に“長期貸し”が、銀行と取引先企業の間を緊密にしたともいえる。

このことは国際圧力や「上」からの不良債権処理が簡単に進むものではないことを示している。銀行も口先だけではなく取引先とは“共存”関係にあった。

したがって「不良債権比率半減」の至上命令は金融庁と銀行とのきしみもさることながら取引先との関係にひびを入れる。市中の最前線では銀行と取引先との間で厳しいバトルが繰り返されるに至っている。

## II-4 「山高ければ谷深し」

“高原景気”などとはやされたバブル期、主役をになったのは銀行資本と結託した商業資本であった。第三次サービス業（商業資本）の日本経済に占める比重増大が質的変化を起こした時期といえる。過剰資本はゼネコン、不動産、流通・商社向けに集中的に流れた。産業資本も中小企業もその流れに随伴、合流した。しかし、株も土地も「天まで上がる」幻想は崩れ、またたく間に反落した。「山高ければ谷深し」で深い谷からの脱出は困難を極める。その後、「失われた10年」をゆうに越し、谷底をさまようことになる。

1990年年初より、株安、債券安、円安のトリプル安が起こった。株価は前年、三度の公定歩合引上げに感応しなかった。そこでいわれたことは規制金利の影響は自由化「後」、限定されたものになっており、株価は市場が決めると。しかし、四度目の90年春の引上げを機に暴落した。ピーク時比、1万円安である。株安が、円安をも引き起こしたのは資本流出が続いたからである。“日本売り”であった。BIS規制は悪材料になっていた。

90年代初頭は日本経済を取り巻く環境が二重、三重に変化し、影響を被った時期であった。本テーマに限定してみても政策拘束を大きく受けた。金融ビッグバンに示された一連の自由化を始め、80年代後半の日米構造協議の中で打ち出したアメリカの対日攻勢が次々と日本経済を変えていった。それは大蔵省改変、金融再編成・メガバンク誕生にもつながった。相次

ぐ大蔵省の不幸事も飛び出した。なかでもBIS規制は金融異変の根源となるものであった。

そういう状況の中でのバブル崩壊であり、その震度は戦後最大のもので、過剰債務はピーク時で153兆円（1993年）という試算もでている（原田泰ほか [2002]）。株価急落を機にスパイラル的低下が恐慌に至ることも懸念されたが、ソフトランディング策は当初、成功裏に推移した。古典的な公共投資の連発で、バブル後の「売りが売りを呼ぶ」清算過程を食い止めた。しかし、それは過剰の消化でなく、矛盾の延引となり、その後の政策錯誤により、97年恐慌に至った。金融恐慌は公的資金の投入で産業恐慌には発展しなかったが、Plethoraは噴出し、長期不況につながった。

### Ⅲ 銀行縛ったBIS規制

#### Ⅲ-1 枠組み設定した「国際基準」

そもそもBIS規制とは何か。「銀行監督の国際的枠組み」とされるものだが、あいまいなものを引きずっている。

横田洋三編著『国際機構論』（1992）は、BIS（Bank for International Settlement 国際決済銀行<sup>8)</sup>）は「国際共同企業」であり、赤十字国際委員会、国際河川委員会、アムステイ・インターナショナルなどと同じく、広義の国際機構と呼び、条約を結んで作り出した狭義の国際機構と区別されるべきものとしている。そのBISが一国経済の命運を決するような決定を下している。どういうことか。BIS規制を当事者の日銀は「世界に通用しているのはバーゼル合意

---

8) BISは1930年、スイス・バーゼルに設立された国際銀行で第一次大戦後のドイツの賠償取り立てを主目的とした。現在は出資国の中央銀行間の政策協力の場になっている。毎月一回、理事会を持ち、各国中央銀行の理事が出席、景気、経済問題を討議している、と決まりきった口調で記されているのがほとんどである。それでは、なぜ、「国際決済銀行」が銀行の自己資本規制に関わるのか。その歴史のなかに答えがある。

BISのことを「バーゼル・クラブ」と呼ばれることがあるが、出資国を限定した間違いなく「欧米先進国クラブ」である。実質、金による出資の株式会社であるが、国際法に基づいた組織である。スイス連邦の法律に縛られない治外法権を持つ組織でもある。

BIS規制が飛び出して始めて、この国際決済銀行が銀行経営にも嘴を入れることを知ったが、それまでは通貨政策のほかに秘密外交の場であったことを歴史家は承知している。第二次世界大戦の最中、BISの幹部は独ソ戦でドイツを支援し、そのドイツと連合軍の和平工作をしたことが知られているが、ドイツ敗戦後、日本の対米和平交渉の一つの場になっていた。戦後、IMF専務理事に転じたペル・ヤコブソンが長年、BIS顧問で影響力をもっていたが、彼とアレン・ダレス（初代米CIA長官）が結び付いていたことは周知の事実であった。単に“通貨の嵐”を鎮める役割者になっているのではない。経済支配の拠点としてのBISの存在が大きい。多分に政治的なのである。

ボミエの著書 [84] によると、投票権（意思決定）の配分は極秘にされているが、職権理事を務める五つの銀行が投票権の半分を握っているといわれる。なぜか、アメリカの銀行の投票権には二倍のフェーバーが与えられている。BIS規制はその制度と利害の延長上のものとしてできたといえよう。

(Basel Accord)」と“逃げた”言い方をしているが、そのバーゼル委員会は1974年に先進国の中央銀行総裁により結成されたBISの銀行規制監督委員会である。

その委員会が1988年、バーゼルで開催された先進10か国中央銀行総裁会議に提出し、了承された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」報告書、これが〈BIS規制〉である。BIS本来の業務から出てきたものでないところがミソである。

その規制の狙いは銀行の健全性と競争条件の同一化にある。そのため国際業務に携わる銀行（国際銀行）は自己資本比率を8%以上にしなければならないと義務づけた。

なぜ、自己資本比率だけが問題になるのか<sup>9)</sup>、なぜ、8%なのかとの問いは繰り返しだされているが、十分、説得的な説明はなされていない。

この規制を仕掛けたのはアメリカである。87年1月に米英両国より共同提案があり、初の国際的合意を取り付けた。大蔵省・日銀ともにアメリカの意図を承知した上で異論を挟まなかった。いつもの通りである。当初、銀行監督委員会は8%規制に否定的で、現に一年前の報告書では統一的な最低自己資本比率規制は取らないとしていた。それをアメリカがイギリスを巻き込みひっくり返した。

標的は日本であった。バブル期、日本の銀行の野放図の融資で、マンハッタンを中心部が買収攻勢にさらされたことから、ジャパンマネー捕縛、規制強化に乗り出したと一般には受け取られている。この点、スーザン・ストレンジ [1999] の『マッド・マネー』にもふれられている。

それによると、この規制を「国際的合意」として最初に持ち出したのはポール・ボルカー米連邦準備制度理事会議長で、バーゼルにおける合意には先行する二国間合意があった。ボルカーはまずイギリスの支援を取り付け、その後、尻込みする日本を説き伏せたのである。

その後、アメリカで「金融報復法案」が提出されたことなどを考えあわすと、日本の銀行商法への批判もあって多分に報復的措置の色合いが強い。当然、一方的な規制に反発する空気もあったが、ほとんど声にはならなかった。官僚が「日本国の代表」として「1988年合意」に賛成してしまっているのであるから。

そもそも、これは市場原理主義者が作った奇妙な規制である。一方でフリーバンキング論を唱え門戸開放を迫り、他方では規制づくりである。

背後には1971年の金ドル交換停止で生じた金融不安定性がある。ヘッジ・ファンドの横暴

---

9) 銀行を取り巻くリスクは数ある。「信用リスク」「マーケットリスク」「オペレーショナル・リスク」「トレーディング・リスク」「利子率リスク」などである。当初のBIS規制は与信先の倒産に伴うリスク、すなわち信用リスクに対して自己資本を十分確保すべきであるとの考え方が中心となっている。しかし、ついでマーケットリスクも考慮に入れるべきであるという視点から1997年に成立したのが「BIS第二次規制」である。そして1988年からBIS見直しが始まり、新BISへの取り組みが進んでいる。

など、なんらかの歯止めを求める空気を逆手にとった。その場合、自分達の有利なルールを市場参加者全員に押しつけるには、超大国の特権を背後にして始めて可能であった。法的効力も持たないフォーラムが大きな影響力を行使できるのも超大国の意向が強く働いているからである。

鳥畑与一静岡大学教授（1998）はBIS規制の政治的意図を次のように記しているが、的確な指摘といえよう。

「バーゼル合意はAmerican StandardのGlobal Standard化の典型例であり、米国の国際金融戦略へのバーゼル銀行委員会の組み込み、Global Standardへの各国基準の収束（国内法制度変更）を強める方向への画期点となった」、「…『政治的に』一面的に強調された自己資本規制強化を米銀の国際競争力を損なわないように実現するために推進されたのがバーゼル合意であった」

### Ⅲ-2 BIS押しつけ 金融変調もたらず

BIS規制は1988年7月に決定、日本では経過措置をへて1993年3月末から実施された。銀行はどう対応しようとしたか。

スクラップを繰ると、BIS合意の報道を受けて当時の全国銀行協会会長は「日本の銀行にとって基準達成は容易ではないが、国際的な約束事ですから、参加各銀行の意見を聞きながら対応していきたい」（87-12-22）と語っている。バブル期の「右肩あがり」の時期であっただけにBISのインパクトは深刻の形では現れていない。しかし、実施はバブル崩壊後と重なっただけに緊迫感が強まった。

全国銀行協会などが「BIS押しつけ」に対して政府・日銀に何を注文し、取引したかはほとんど報じられていない。しかし、その後の政府の施策を見ればその間のいきさつが浮かび上がる。「有価証券の評価方法の変更」「土地再評価益の算入」「税効果会計の導入」「保有株式の売却による益出し」「持ち合い株の時価会計1年延期<sup>10)</sup>」、さらにゼロ金利政策、そして「公的資金の注入」である。次から次に続々、「銀行支援策」が出された。

10) [税効果会計の導入] 決算（企業会計）と税務申告のずれを調整し、税の適切な期間配分をするものだが、焦点は貸出金の償却。一年前倒しで2000年3月期から導入された。都銀8行の1999年の税効果会計による自己資本増加の効果は約4兆7000億円で、自己資本の約15%をしめた。

[有価証券評価方法の変更] 有価証券の評価を原価法も可能に。1998年決算で都銀7行（東京三菱銀を除く）が株式について原価法に変更、2兆円の評価損を免れた。

[土地再評価益の算入] 1998年から時限措置ではあるが、銀行の保有土地を時価評価することで再評価益の45%を自己資本のTier 2に算入可能に。都銀8行1998年3月期、1兆2000億円を算入、同期の自己資本の約4.5%。

[金融商品に関する時価会計導入] 売買目的の有価証券は2000年度から。しかし、持ち合い株を含む「その他有価証券」は遅らし、2002年度から。証券市場も好転と読んだ。

数字は奥田健一2000による。

日本は戦後この方、「国連中心外交」なるものを看板にしてきたが、その実、国連諸機関で作成され、調印された憲章、条約の批准には熱心でない。幾つも事例を上げられるが、例えば「子供の権利条約」（1989年）。「福祉国家」をうたう日本が、この条約に批准したのは調印したのは5年後で、185か国の中で158番目。それも新たな保護立法を行わぬ、予算措置も講じないとの付帯決議をつけてである。

しかし、国際条約でもなんでもないBISのバーゼル合意には金科玉条のごとくに遵奉する。国内法に取り入れることで関係機関を拘束した。

その年（88年）12月、国内適用の通達が各金融機関にだされた。その後、銀行法（14条の2）に自己資本比率規制の根拠規定が設けられた。それを受けて新たに大蔵省告示55号「銀行法第14条の2に基づき自己資本比率の基準を定める件」（93-3-31付け）により国際統一基準（8%以上を目標）と国内基準（4%以上）が規定された。

この流れを受けて金融機能早期健全化措置法（98年）が制定されたさい、健全性を示す指標として自己資本比率が用いられた。「健全銀行」は海外業務を行う国際銀行が8%以上、国内業務のみの銀行は4%以上とされた（ちなみに国際銀行の場合、4%以上なら過少資本銀行、2%以上なら著しい過少資本銀行、2%以下なら特に著しい過少資本銀行と四段階に区分され、各段階に応じて資本注入などの措置の発動が定められた）。

これにより、毎期決算の核心は自己資本比率が8%、4%クリアーできるかどうかとなった。その数字が銀行の命運を決めた。影響はとてつもなく大きい。

問題の一つは基準の違いである。自己資本を計る分母の総資産は大蔵省銀行局の指針では「預金プラスCD」であった。それで計ると全国銀行平均で88年で6%近くにあったし、93年の実施年には8%近く達していた。しかし、BISの基準では分母の資産はリスクウェイトされたものであった<sup>11)</sup>。そのためBIS規制が確定した88年には4%を割っていたし、実施の93年には

11) BIS（第二次）規制の要点。自己資本の総資産に対する自己資本比率は従来とは計算手法が違い、厳しいリスク・ウェイトがおかれている。そのBIS比率算出式は－。

$$\frac{\text{自己資本 (Tier I + Tier II + Tier III)}}{\text{リスクアセット + マーケットリスク} \times 12.5} \geq 8\%$$

注①Tier I；自己資本の基礎的項目（資本金 各種準備金 剰余金）

注②Tier II；補完的項目（有価証券含み益の45% 劣後債・ローン 貸倒引当金）

注③Tier III；準補完的項目（期間2年以上の短期劣後債権）マーケットリスクのみカバー

注④リスクウェイト ソブリン0% 自国及びOECDの銀行向け短期債権や国際開発銀行向け債権20%、住宅ローン50%、民間企業向け債権100%。

注⑤一次、二次の二つの規制の平仄をあわせるためマーケットリスク量に8%の逆数（=12.5）を乗じる。

注⑥BISの定義する自己資本は「銀行を清算に追い込むことなく営業を続けながら、発生するかもしれない不特定損の補填に充当できる資金」。金融機関経営にとって「最後の拠り所」となるものである。

5%強にすぎなかった<sup>12)</sup>。

銀行にとってBIS基準が至上命題となった。いかにして分子の自己資本を大きくするかであるが、同時に分母の資産をいかに小さくするかでもあった。いわゆる“分子対策”“分母対策”であった。

銀行がどうするか。

分子の自己資本増強策で、突然、大きな流れとなったのは金融再編であった。それもグループの枠組みを超えた新思考の大型合併が続き、メガバンク誕生を加速させる引き金となった。合併時に自己資本の余剰分が生まれるのが目先の利益につながった。三井住友銀行とわかしお銀行との奇妙な合併も合併会計を利用したものであった。企業グループを対象にした第三者割当増資や海外への優先株の発行も乱発された。

Tier 2に盛り込まれた劣後債、劣後ローンを発行して資本増強に当たる動きが「流行」にもなった。生保資金の調達で、その額は資本金を上回るものとなった。

分母の資本縮小策はどうか。貸し渋り、貸し剥がしが始まったのは予想された通りであった。とりわけ中小企業が標的とされた。改めて後述する。背後にバブル後の厳しい不況が続いていただけにより事態は深刻となっていった。信用収縮が拡がり、97年金融恐慌につながっていく。

その結果、なにが問題となったか。

一つは 金融仲介機能の低下である。不良債権によって銀行収益が圧迫されるのが原因との説は誤りである。原因の取り違えである。“分母対策”がすべてであった。

二つ目は、銀行のリスクテイク能力低下である。

従来の銀行経営では自己資本比率は経営上のバッファのひとつの指標に過ぎなかった。銀行法、銀行行政が最大のバッファであったからだ。

唐突な8%ルールは銀行をシュリンクさせた。貸し渋りはその結果である。銀行の貸出姿勢の厳格化は中小企業の前向き投資を押さえ込んだ。『経済財政白書 01年版』でも貸し渋りで経済成長率は1%以上引き下げとなった(Motonishi and Yoshikawa 論文を引用して)ことを事実上、認めている。

98年恐慌で、銀行の貸出態度がしぼんだのは当然であるが、その後も長期的に低下をたどっている。異例の金融緩和でも動けなくなっている。貸し渋り批判は広がった。

それでは銀行本来の預貸業務が低迷するとなると、それにとって代わったのは何か。国債・地方債の購入であった。BIS規制ではソブリン向けはリスクゼロであったからである。公

12) ただ、BIS初年度の1993年は各銀行(平均)とも8%をクリアした。公表数字によると都銀(11行)9.25% 長信銀(3)8.97% 信託(7)10.01% 地銀(56)9.33% 第二地銀(12)8.77%であった。当時、証券市場では政府がBIS対策のために公的資金で買いに出る“PKO相場”が持てはやされたものだ。

債を増発し続ける政府にとっては好都合といえるが、金利動向に拘束されるだけに長続きする環境ではない。それでも主要行だけで68兆円（04年3月末）と半年間で12兆円買いまわしている。

問題は不良債権処理がBIS比率に与える影響である。

不良債権処理が期間利益の範囲内で行われれば問題は少ない。長引く不況の中で不良債権処理を急げば、その分、損失を生む

単純にいつ銀行にとって不良債権処理は貸し金を回収する限り、分母の資産を減らしはするが、損失が出ると分子の自己資本が欠失する。

1996年以降、多額の不良債権処理が行われたが、その分、発生した損失を、どの銀行も内部留保の取り崩しで補填した。その結果、Tier Iは減少していった。バブル期反動のなか不良債権回収は“貸し渋り”“貸し剥がし”と重なり、悪循環が広がった。

BISの次元と不良債権処理は本来、別次元であった。しかし、返済条件を巡る町工場の親父さんと銀行支店長の交渉の枠組みを設定したのがBISである。銀行支店長には分母縮小があたえられている。その限りいかように理詰めの説得をしたとしても町工場は不良債権企業となる。貸し剥がしは合理的なものとなされる。（1章2節）。

銀行は取引先の中でも「縁の薄いところから」貸し渋り、貸し剥がしを始めた。バブル期に横並びで開拓競争に無理をしたところがいち早く、整理の対象となった。海外市場、とりわけ急成長でリスクの度合いが高まっていたアジア地域であった。

### Ⅲ-3 アジア金融危機の引き金。

1997年にタイから発した金融恐慌はインドネシア、韓国、ロシアと広がり、アジアの多くの地域を揺さぶった。「勃興するアジア」として称賛されたアジア型モデルは頓挫した。

この引き金を引いたものは国際的ヘッジファンドというのが定説である。しかし、その遠因を作ったのは日本の銀行である。BIS対応策のためバランスシートの縮小に必死だったからである。アジア危機の原因を突き詰めていくと、BISに突き当たる。

問題の起こったタイ、インドネシア、韓国には多額のエクスポージャー（リスクをとっている投融資額）があったからであり、日本資本の引き上げで信用収縮が起きる不安定な事態となっていた。それに「クオンタム・ファンド」のジョージ・ソロス（1999）も指摘するように「アジア諸国の重要な貿易相手国である日本の景気後退は他のアジア諸国の景気低迷の深刻さを一段と悪化させた」。

80年代、「成長のアジア」に雪崩をうつが如く流した邦銀の資金は日本のメーカーのアジア進出に即応すると同時に勃興するアジア企業の資金ニーズにこたえるためでもあった。それも国際金融市場の香港、シンガポールでの展開からローカル市場の開拓が目立った。

三和銀行の巽啓吾専務は1981年、「三和の投資の三分の一は、主にアメリカと東南アジア向



けである。今のところ国際部門の収益は全体の15%だが、数年後には30%は引き出せるはずである」(『ボエミ』81)と語っていたものだ。

地銀も東南アジアに進出した。国際化に乗り遅れないため、優良取引先を都銀にとられなためであった。それが一転、90年代にはいりバブル崩壊とBIS規制で資産圧縮の動きとなった。

邦銀の戦線縮小が一気にアジア危機を生んだものではないが、その空白地に代わりに流入したのはリスクの高いホットマネーであった。

それを図式的に並べると次のような経路となる(高橋琢磨 1998)。

バブル後、株価下落→金融機関の自己資本率低下→海外での資産圧迫→アジア経済での混乱・低迷→日本の金融システム不安に

アジア危機が広がった97年後半から“貸し渋り・貸し剥がし”は本格化した。当時の日銀香港支店長は次のように書いている(大西義久 1999)。

「アジア向けの不良債権の発生に加えて本邦株価や為替の一段の下落によるBIS規制の制約も強まり、…撤退や資産圧縮の動きは広がった」。香港支店や駐在員事務所はピーク時の95年には72店あったものが99年には48店に激減している。なかでも目立ったのが地方銀行の撤退であった。国際基準行から国内基準行へ転換が進んだからである。

それだけに邦銀の撤退や貸し出し資産の減少は現地のマスコミから香港経済に悪影響をもたらすものとの批判的的となった。「邦銀の行動が香港市場に貸し渋りをもたらす」との厳しい論調もでた。

邦銀はBIS対策のため90年代初めから欧州の市場でも手仕舞いが続いた。

「92年当時、すでにヨーロッパの金融情勢では日本の資金の引上げは好ましくないとの声があがっていた」(徳田博美 1992)。丁度、南米での経済不安、ソビエトの崩壊などで、世界は資金不足に陥っていた。それだけに国際金融にとってBIS規制は有害となる可能性がいわれたが、アメリカの多国籍銀行やヘッジファンドにとっては好機到来で独壇場の活躍となった。アジア、ロシアでは買い叩きで、多くの物件を入手した。帝国・アメリカの狙いは何であったか、世界中が知ったのでなかったか。

#### Ⅲ-4 国家的損失 だれが承認させたのか

バブル崩壊後に起こった金融危機のその根源はBISにあることがはっきりしたのでないか。ここでもアメリカン・スタンダードがまかり通った。

BIS受け入れのさい、論壇ジャーナリズムの中では議論はあった。

徳田博美・野村総合研究所顧問(1992)が『週刊東洋経済』で「自己資本比率規制は銀行経営の健全性を保証しない。むしろマクロ経済に融資収縮という弊害をもたらす。銀行監督

はドメスティクなテーマであり、世界一律のBIS規制はなじまない」と「BIS規制は妖怪、見直せ」論を展開した。

これに対して西村吉正・大蔵省財政金融研究所長（1992）が同誌で「BIS規制への風当たりが強い。だが、規制問題は金融自由化・国際化という大きな流れの中で捉えるべきもの。目先の株価低迷、貸し渋りや日本たたきの視点で議論してはならない」と「BIS規制見直し論への疑問」を論じた。銀行派と国際派の元銀行局長同士の“対決”で話題になったが、それだけで終わった。

当時、徳田の主張は「正論」であったが、この人物は終始、金融機関の弁護派であったにすぎず、それだけであった。国民経済的観点が見落していたため、議論がのびなかった。それから10年余、政治を引っ張ってきたのは「自由化・国際化」路線であるが、BIS実害は予想を超える大きなものになってきた。その「国際化」は「アメリカ化」に他ならないことも明らかになってきた。

出発点での、元銀行局長西村の“迷論”の被害は大きい。彼は次のように論じていた。「BIS規制は銀行の健全性を示す一つの要素にすぎず、仮にこの基準を達成できなかった場合、若干の市場ペナルティーを課されるかもしれないが、それで銀行経営自体が成り立たなくなるとい性格のものでは全くない」と。これで安心した銀行経営者がいたとは思えぬが、それでも、8%・4%割れが即「退場宣言」が出されるとは思いもしなかったであろう。文言にはなかったにしてもBIS規制それ自身の性格と狙いに秘められたものであった。現実には「退場宣言」を避けるため中小企業から「収奪」が続く。実態経済が長期間、マヒするにいたった。

もともと銀行の倒産確率を減らすのがBISの目的でなかったか。それが銀行破綻を次々、呼ぶにいたっているのである。また、自己資本比率の一律強化は金融システム全体の安定性・安全性を計るものとされたが、日本経済は逆に混乱と不安定を巻き起こしたではないか。

中小企業に決定的という打撃を与え、国運を左右する〈パーゼル合意〉。民意に問うこともなく、一握りの役人の判断でことを進める、そのようなことがまかり通っている。

元を糾せば「バブル経済」も、そして「BIS押しつけ」も、政府・日銀の政策ミス、判断ミスから生じたといわざるを得ない。何一つ対抗しなかった。「政府の犯罪」、「不作為の罪」でなかったか。

アメリカの敷いた土俵。そのなかでしか日本経済は生きられない、そのような固定観念に政権政党、中央官庁、財界・銀行が固まってしまう。

折に触れ揺さぶりがあるからであろう。金融恐慌の最中、98年3月に政府は都銀に軒並み公的資金を注入したが、その前年にはBIS規制割れがあったのではないかといわれた。株安などの要因もあったが、邦銀のドル調達額が減ってしまったことが響いた。海外の多国籍銀行が邦銀に対する与信枠を大幅に削減したためだが（朝日新聞「経済気象台」岳98-3-30）。

BIS割れ不信から削減につながったのかもしれない。その「岳」氏は「本来であれば、BISに加盟している海外の中央銀行は、自国の銀行のこうした行動に何らかの歯止めを掛け、邦銀がスムーズに資金調達できるようにするはずである。そのように動けないのは…海外の中銀には（日本を）仲間として理解できなくなっているからでないか」と記す。この記事を念頭に置いたわけでもなからうが、金子勝 [1999] は「アメリカのルールに従わないと、国際的な資金調達が困難になるのではないかとこの恐怖心が、こうした（グローバルスタンダード論への安易な追随）傾向を煽っている」と書くのだ。

昭和経済史を振り返ると一番の失敗は大恐慌の最中に強行した金解禁（1930年）であった。諸要因がからんだが、強い外圧となったのは発足前のBISとそれにつながるモルガン財閥であった。「金本位制に復帰できぬ国は先進国クラブ・BISに参加できない」と、金解禁に追い込んだ。金解禁がもたらしたものをここでは記さないが、「ドル買い」をしたアメリカの銀行資本、日本の財閥は大量の利益を手にした一事のみ触れておく。

いま、またBISであり、「アメリカのルール」の押しつけである。戦前と「国体」は違うのだが、どれほど民意が外交に届いているのかである。

ここでいわんとするのは日本の指導的リーダーが利害と信念に基づいた日米協調なのか、日米安保条約に基づいた枠組みとしての受忍なのか、その他なのかは別として、国民には情報開示と説明責任がまず果たされるべきである。BIS受け入れに際して中小零細企業者の意見をどれほど聞き取ったのか、それがどう反映されたのか、恐らく一番影響を受ける利害関係者のことは念頭になく、いつものパーティー外交のなかで、決まったものであろう。

金融行政の大転換は国家経済の安全保障にかかわる大事である。行政の問題ではなく政治の問題である。ポリティカル・イシューにならなかったことそれ自体が不可思議である。国の形のおかしさを思う。

#### IV 金融危機と銀行生き残り策

##### IV-1 都銀破綻 再編成の嵐

不良債権処理が山場を迎えた2003年。BIS規制の締め付けの中で、りそな銀行が破綻、足利銀行が倒産し、いずれも国有化された。97年金融恐慌は市場の力の暴発で起こったが、今回は政策破綻といえた。

リージョナル・バンク最大手、りそな銀行（りそなホールディングズ=HD）は03年5月17日、公的資金注入を申請し、経営破綻した。政府は6月10日に1兆9600億円を投入し、同社の普通株を取得し、国有化した。預金保険法102条1号に基づく措置で、金融危機対応会議が開かれ、「国や特定地域の信用秩序に重大な支障が生じる恐れがある」として公的資金の投入となった。新日本監査法人が見込み自己資本額のなかで比重の高い繰り延べ税金資産の減額

を求めたため自己資本比率が4%を大幅に割り込み、不本意な破綻となった。

地銀大手の足利銀行は03年11月29日、預金保険法102条3号に基づき破綻処理が決定した。3号発動は預金保険法改正(02年)後、初めてで、金融再生法の特別公的管理(前例は長銀、日債銀)と同じで、倒産、国有化である。

足利銀行はVIS対策もあって繰り延べ税金資産のTier I(資本勘定)比率の突出が問題となっていたが、中央青山監査法人の“逆転”否認で、これまた不本意な「破綻申し出」となった。“逆転”というのは03年3月期決算では1,387億円の繰り延べ税金資産が認められ、自己資本の比率は4.54%となり、VIS国内基準4%をクリアしていた。それが同年9月期中間決算で、一転、否認され自己資本比率は-3.72%となった。

両行とも「不本意」というのは、政策的救済でなく、政策的破たんが「選択」されたからである。「死に体」企業の救済に動く経済産業省とは対照的である。

りそなホールディングスの税金資産否認は金融庁の方針にしたがって監査法人が実施したとされる。足利銀行の場合も本決算の後、金融庁検査が入り、Ⅲ、Ⅳ分類債権の増加の実態が明らかになり、監査法人が検査結果を追認した<sup>13)</sup>。

この二つの銀行破綻の問題はなにか。金融庁は99年に公的資金注入したさいに「これで金融システムは大丈夫」と「宣言」していた。実際は公的資金を注ぎ込んでも事態は好転せず、引き続き悪化した。突き詰めて問題を探れば、長引く不況の中で与えられた自己資本比率を維持しながら、地域中小企業に対する「約束」した貸し出しができるのか、そのような衡平は存在するのかがあった。

今に始ったわけでもないが、バブル崩壊後も「大銀行はつぶさない」と明言していた大蔵省である。しかし、一国の首相が直接乗り出した長銀救済工作が完全に失敗した。大蔵省・日銀のコントロール機能を失った市場のなかで、金融危機は最も深刻な事態に陥った。

銀行破綻には「資金繰り」と「資本不足」の二類型がある。石川、福島、中部銀行、この三地銀が2001年、「資本不足」で破綻した後、金融庁は「第二地銀以上で資本不足に陥るところはない。資金繰りの問題が生じるのは根拠のない風説の流布」としばしば繰り返していた。そういわざるえないというのか。

しかし、その時期、大手都銀の実質自己資本比率(公的資金を除いたベース)は-0.14%

13) 奥山章雄・日本公認会計士協会会長(当時)はインタビューで「金融庁の検査はじっくり実施するが、監査は時間的制約や労力の問題でサンプル数が限られている」と述べた。この発言が「監査の役割を自己否定」と波紋を呼んだ。福田昭夫・栃木県知事は「これではだれも監査法人の監査を信用することができない」と反発した。企業の命運が監査法人の印鑑一つにかかっているだけに監査の有効性の問題は大きい。金融庁は04年4月庁内に8条委員会で「公認会計士・監査審査会」を設置、監査法人に立ち入り調査できるようにしたが逆にコントロール強化をめざしたものであろう。

(01年9月末)にまで落ち込んでいた。過去二度注入した公的資金を取り除くと、自前の資本はもはや枯渇した状態になっていた。(深尾光洋 2002)

とことん公的資本の注入しか、生き残る道はなかった。当初は金融システムの維持、クレジットクランチ排除が名目にされたが、その実は「そして、だれもいなくなる」という金融危機対策にあった。それにもかかわらずイージーなBIS容認、アメリカ追随政策である。根本に政策の誤判断があるのでないか。火の粉をあびながら金融業界はだれ一人異議申し立ての声を上げなかった。

新発足の「新公的資金制度」は、公的資金ぶら下がり延長にある。そのための「金融機能強化の特別措置法」(金融機能強化法)が04年の通常国会で成立した。一部の観測記事によると、予算枠の2兆円を使って最大90の金融機関に資本注入が予定されているという。粛々と銀行つぶしが続く。

竹中シナリオと呼ばれるものがある。目指すのは「構造改革を支える強固な金融システムの構築」。不良債権にたいする引当を十分に積ませる、それで資本不足となった銀行は「退場」させる。その実態開示に金融庁は監督・検査を強化する。かくして、りそな破綻、足利銀行倒産とその「成果」が続いた。そして「UFJ危機」。UFJ信託の売却で当面の資本対策は乗り切ったが、自己資本は焦点の税金資産と注入されている公的資金だけになっているようだ。それに検査忌避問題、一度に四つの業務改善命令が出るなど異常事態が続いている。追い詰められたUFJは東京三菱の傘下か外資への身売りか選択肢は限られてきた(その後の報道では東京三菱との合併が最後の活路になっている<sup>14)</sup>。

竹中シナリオには「適正な銀行数」は伏せられたままであるがオーバーバンキング論があるとされてきた。「多すぎる金融機関」は船団行政の賜物であり、整理・淘汰は流れとする論調が聞こえるからである。その意味でメガバンク統合は一つの帰着である。「金融機能強化法」は機関数減少を誘導するための法制であり、再編のテコとして使われる。それにアメリカを範としたペイオフ解禁が機関数減少のもう一つのテコの役割を担うであろう。

世界市場の中で生き残りをかけての金融再編、メガバンクの支配、スケールメリット追求

---

14) それにしても金融庁の「強引な監督・検査」とそれに反発するUFJのバトルは04年年初から夕刊ジャーナリズムにぎわした。この限りでいえば自由化路線どころか金融庁統制を思わせる仕切りである。「注入資金はオレ様のカネ」を思わせる旧大蔵省時代の悪しきパターナリズムの復活と取れなくはない。

UFJとは無関係だが、金融庁の裁量の適否の一例をあげておく。りそな傘下の近畿大阪銀行は03年9月中間期に自己資本比率は3月末の6.73%から一挙にマイナス11.41%にまで低下した。足利銀行より悪化したのだが、りそな銀行に預金保険法102条1項1号に基づき投入された公的資金を原資に増資を行うことで株主責任は問われなかった。足利銀行は3号措置で株主責任を問われ、増資に協力してきた地元経済界は“泣き面に蜂”であった。背後になにがあったのか。

型金融持ち株会社設立、いずれもがアメリカに右にならへしたものである。勝ち組はアメリカの金融資本と利害の一体化で世界市場の分割を競う、これがシナリオの結論なのであろう。それは資本の論理に合体したものである。昭和恐慌後の日本経済が辿った過程と同じく、資本の集積と集中は一段と加速しよう。それは市場化がもたらす法則的な推移である。

しかし、どの金融機関にも数多くの融資先企業がついている。それぞれが地域経済を支える中小企業である。金融機関をつぶすことで、普通の取引先が巻き添えを食う。金融庁は金融機関のことしか眼中にないのではないか。そして、金融機関の生き残りをかけた闘いには経済民主主義も独禁法もなにもない。

銀行被害者の中で目立つのが関西では旧神戸銀行の取引先。神戸銀行が太陽銀行との合併の後、三井銀行と合併、さらに住友銀行と合併した。もとはローカル都銀だっただけに中小企業との関係は地縁的に深かったが、メガバンクのなかでは存在感が薄くなった。プロパー行員は取引先の前から姿を消し、取引関係が疎遠となっていったようだ。吸収される側の行員も疎外感を持つであろうが、取引先は余計もの扱いではないかと不満がくすぶっている。

#### IV-2 税金救済 公的資金導入

冒頭に触れたが、バブル期間に生じた〈Plethora (過剰)〉は崩壊後、〈ヒト〉〈モノ〉〈カネ〉の過剰として残った。リストラはこの〈ヒト (労働者)〉〈モノ (工場設備)〉を「整理」したが、バブル期の主役〈カネ〉の〈過剰〉は〈過剰融資〉＝〈過剰債務〉の形で残存している。これは即、すべて〈不良債権〉ではないが、長引く不況で不良債権化していつている。

この〈過剰〉をどう処置するか。

有名なボタン投機やチューリップ投機から始まり、バブルは繰り返し歴史の上に現れている。近いところでは70年代初め、田中角栄首相が音頭を取った日本列島改造ブームが土地バブルを起し、オイルショックの打撃でバブルははじけた。75年、地価が戦後初めて前年を下回った。ブーム時、北海道の山中まで土地投機が起こっていたため、反落の後遺症は長引いた。優良企業といわれ、住友本家の関わりのあった住友グループの中心企業・住友不動産まで危機説が流れたものだ。

その時期、大手銀行の不良債権処理策は「次の景気回復期まで、じっと我慢」であった。ただ、主力銀行を持たない企業は続々、整理された。それにより市場の需給関係に変化が出たが、それ以上にクリーピングなインフレと財政・税制のバックアップで、その配分において生活者にしわ寄せをさせながら不良債権を消化していった。

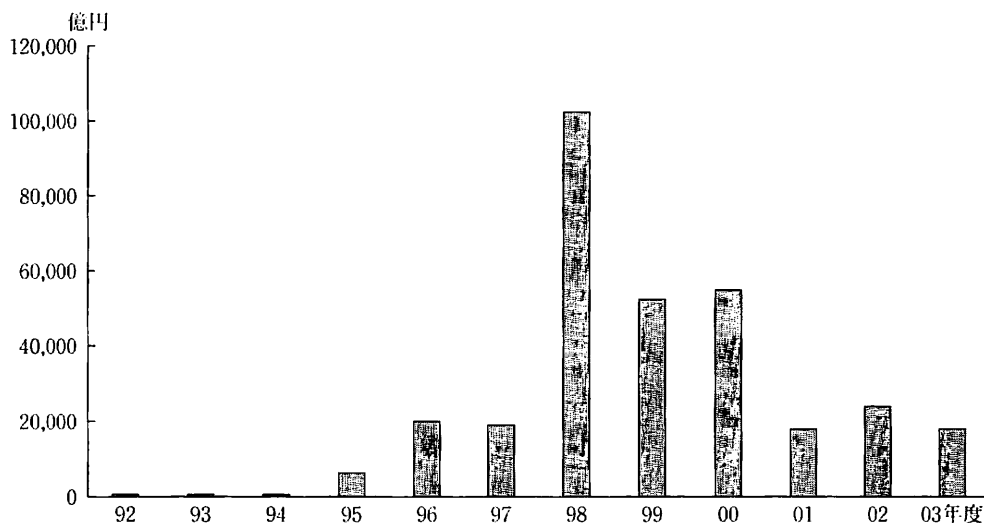
今回はどうか。過去の事例から「先延ばし」策も図られた。柳沢担当相の「のらりくらり」手法はそれだとされた。

不良債権を処理すると、その分、引当金が落ちる、あるいは損失が出た分は内部留保の取り崩しによらねばならない。いずれにせよ自己資本が減少する。取引先対策、地域対策、BIS

対策の観点からも処理に時間をかけたい、引き伸ばしたいが本音であろう。それに待ったをかけているのが対米公約である。小泉政治は「日本経済の再生シナリオ」の中で「2001～2003年度の三年間で大手行の不良債権を処理する」と明言していた。このシナリオを書いた竹中経財相が金融担当相に就いた以上は対米公約実現が最優先する。

現実にある〈過剰〉をどうするか、公的資金の活用が不可欠となる（図表3）。

図表3 銀行セクターに対する公的資金注入の推移



出典) 小林慶一郎「地域金融機関の健全化までゼロ金利モデルは継続する」(『金融財政事情』)に一部、追加・加工。

国家資金・信用をどう使うか。これまでも不況局面には決まって財政の出動があった。銀行への直接注入も一法であろうが、産業界に直接投入する方法もあった。政府系金融機関を通しての投入もあるし、公共投資もある。しかし、竹中担当相は就任前から「経済危機という新種の伝染病(P.クルーグマンの表現)が蔓延するなかで、20世紀の英知が開発したケインズ政策という“ワクチン”が効き目を失いつつある」(2000)とのべ財政政策に当初から疑問を呈していた。明らかにカムフラージュ策である。BIS対策が主で、銀行再編への追い込みが狙い目であった。

銀行への公的資金の注入にはしっかりした条件が付けられ、ルールが敷かれるべきであった。そして、点検されるべきである。

第一はバブル期の狂気を巻き起こし、マネーゲームを先導した主犯たちに、その責任をとらすべきである。一番が政権政党であり、大蔵省であり、日銀であり、金融機関、それぞれのトップである。住専国会のさい、メディアはその点を追及した。しかし、いつもの曖昧模糊たる無責任体制を露呈するだけで責任の所在は明らかにされなかった。

“負ければ賊軍”で、破綻した銀行の経営者はさばかれている。倒産した金融機関の三分の二に上る101の金融機関（調査検討中8機関）で旧経営者の責任追及が行われているが、整理回収機構（RCC）が起こした訴訟だけでも118件に上っている。うち48件が一审判决（4件はRCC敗訴）、6件が二審判決にいたっている（04年5月現在）。

北海道拓銀など大手銀行の責任追及訴訟では救済融資の妥当性が争点の一つになっている。そのなかで長銀のノンバンク案件について「再建可能性のない企業をいたずらに存続させるため資金供給を続けることは許されない」「自己の体力を超えるような融資も許されない」としながらも「それ以外の場合はむしろ支援を行うべき義務がある」として旧経営者の責任を免除した判決もでている（『金融財政事情』04-5-24ほか）。

取引ルールとしての母体行責任、主力銀行責任が「支援の義務」判決にもでていることは注目して良い。「不良債権処理の加速」がすべてでないこと示している。

訴訟の中には破綻金融機関が金融庁などを相手に「行政の責任」を求めたものもでている。これら行政訴訟の中からバブルの狂気を巻き起こし、バブル後の長期低迷を引き起こした過失、不作為の罪が議論されるべきであろう。

銀行責任でいえば、国会で取り上げられたのは「歴代頭取のウン億円の退職金」問題であった。ゼロ金利の預金者の感情問題もあるが、ここで指摘するのは「有限責任」を持つ上場会社の銀行幹部と「無限責任」を背負わされる中小零細企業の経営者の重さの違いである。「家財産はもとより、縁者の連帯保証。さらに年金まで担保に入れさせられた」という銀行被害者の声（資料I-15ほか）は数多い。フリー、フェアという市場経済にある差別構造は問い直されて当然である。

公的資金の投入の条件はほかにもある。その一つは危ない銀行の救済に業界が共同責任を負わねばならない。原点であったはずである。投入された公的資金の一部が焦げついた場合、銀行業界が将来的に負担していくべきであろう。なにかにお手本とするアメリカ・モデルの場合、銀行業界での負担は当然とされているのであるから。

同じこと整理回収機構（RCC）の債務超過の処理にもいえる。RCCは04年3月の決算で130億円の債務超過に転落した。二次損失が膨らんできたからである。最終処理は2011年度になるが、「国民に二次負担は掛けない」（中坊公平初代社長）という「約束」もある。銀行協会が時間をかけてもその尻拭いをして当然である。

「住専」救済以来、政府首脳が公的資金注入のさい繰り返し言明してきたことは「個々の金融機関を助けるのではない。金融システムを守るためである」ということであった。その金融システムを完全修復してえられる利点をどの銀行も手に入れる。公的資金をいち早く返済したとか、その金額が薄かったかは関係はない。

公的資金注入のさらなる条件は銀行弊害としてのX非効率の排除である。銀行経営の歪みは企業規模や市場支配力からも生じているが、業法としての銀行法にも問題がある。無駄な



支出を伴う非効率経営が預金者へのゼロ金利でまかなわれている。ライベンシュタインはこれを「X非効率」と呼んだ。破綻したある都銀を見てもわかるが、高層の本店ビル、でかい頭取室、分厚い絨毯、何人もの秘書、何千万円する名画、デラックスな乗用車、一流クラブでの交際費…これらは歪み、たるみ以外なものでもない。

さらに株主責任は当然問われるべきである。

りそな銀行の場合、減資ゼロで株主責任を一切、問わなかった。大和銀行とあさひ銀行の合併が認可されて二か月後の破綻だけに認可を巡る行政責任を覆い隠すためとささやかれた。

いずれにせよ、株主不問は証券市場には意味のあるシグナルになった。外資系証券はこれを機に銀行株など日本株の買いに積極的になり、長期低迷していた株価が反転する材料となった。今後も、つぶれる大手企業・銀行ができれば、日本政府は公的資金で救済すると外資勢が受け取ったのは確かである。裏返せば、公的資金投入のリスクは、その分、国民に負担させますというメッセージである。尻を国民にというこれまでの政策の延長であろう。これまた、市場のつけを市場外に回すもので納得できることではない。

### Ⅳ-3 銀行の貸出残の長期減少

貸出市場において供給曲線が左上方にシフトする（縦軸に金利、横軸に供給量）——これをどう読むかである。

金融超緩和では右下方にシフト誘導されるはずであった。しかし、政府統計を見る限り、量は増えず、金利も下がらずである。当局からすれば「異変」である<sup>15)</sup>。

銀行は「資金需要がない」と需要側の要因を挙げるが、取引の現場を見る限りそうではない。むしろ供給側に原因がある。どこでも聞けたのが〈貸し渋り〉現象。クレジット・クラッチ (credit crunch) と把握してもよい。理由としてバランスシート悪化による銀行のリスク許容量の低下、融資姿勢の厳格化などがあげられる。しかし、根本はBIS規制の影響である。

いわゆる分母対策が〈貸し渋り〉、「融資姿勢の厳格化」などに現れているのである。それらは自己資本の毀損から生じると論ずる向きもあるが、絡み合っており、根本からくる。バブル以降、各行が同じ歩調ではないにしても傾向として事業選別は進み、それが金利にも反映している。

15) 貸出残高減少の要因は資金需要面から見れば a 景気低迷に伴う減少 b バブル期に膨らんだ企業のバランスシート調整 c 企業の資金調達手段の多様化などをあげることができる。これらは景気循環の不況局面で毎回現れるものであり、今回のような異常ともいえる長期減少は、これら需要側面から見るのは難しい。しかし、吉川洋・東大教授は「貸出低迷の主因が借入れ需要の落ち込み」としている。（『金融政策と日本経済』 日経1996）

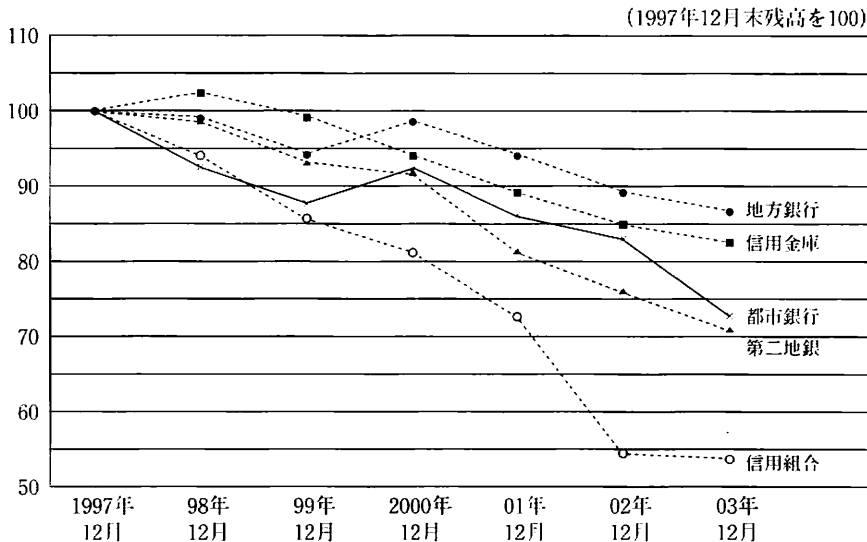
ところで貸出が伸びているのがM&A関連、それに債権や不動産の流動化を図るSPC（特別目的会社）やサービサー向けといわれている。国全体が〈不良債権〉問題の虜になり、不良債権ビジネスが大流行であることがわかる。

この貸出市場の「異変」で明確に示されたのは銀行貸出（国内の事業法人向け）の長期低落である。バブル破綻後、低迷していたが、98年にマイナスに転じた後、99年に過去最大幅の減少（▲3.9%）（主要行をとれば03年度も▲6%と依然大きい）となり、以降、減少傾向を続けている。貸出残はピークの97年末507兆円から1割以上の落ち込みである。

なかでも銀行の中小企業向け貸出し総額減少も続いている。2000年には235兆円だったものが2002年には199兆円になっている。2003年度、主要行だけ見てもさらに8.3%減少している。

民間金融機関全体の対中小企業向け貸し出しをみるとどうか。貸出残高は97年末の316.6兆円が03年末には233.4兆円と六年間で83兆円も減少している（図表4）。

図表4 民間金融機関別中小企業向け貸出残高の推移



出典) 『転換期にある中小企業金融』(『立法と調査』04年)

需要がないからという説は説得的ではない。日銀短観（企業短期経済観測調査）によると、資金繰り判断DIでは大企業は90年代以降プラス基調であるのに対して、中小企業では90年代から今日に至るまでほぼ一貫してマイナス基調である。大企業では資金調達を多角化して、手元資金を積極的に銀行からの借入返済に回しているが、中小企業は資金繰りに苦心している。

現に中小企業金融の穴埋めにセーフティネット保証・貸し付け制度、売掛債権担保融資保証制度、資金繰り円滑化借り換え保証制度などが与野党攻防の中で制度化され、10兆円を越える融資が確保された。この10兆円の下支えが不況のスパイラル的低下に一定の歯止めをかけた。

自由化・市場化・アメリカ化のコストなのであろうか。それ程の高コストを払ってでも推

し進めるべき自由化・市場化・アメリカ化なのか。

なぜ、貸出は減り続けるのか。政府の判断はどうか、国会でも議論となった。金融機関のリスク許容力の低下と中小企業の信用リスク上昇がマイナス要因になっているとしながらも、政府は減少が貸し渋りによるものもあることを認めざるをえなくなった。

それでは貸し渋りの原因はなにか。不良債権にあるのか、VIS規制にあるのか。これに対して竹中金融担当相は「不良債権を抱えている中でさらなるリスクは取りにくいので、早期に処理してオフバランス化することにより、前向きの融資が可能になる」（参院金融問題及び経済活性化に関する特別委 03-6-25）と、不良債権をトラウマのようにこだわり続けている。

銀行が本来業務である貸し出しに依然、消極的になっている。それは信用仲介機能が低下することである。公的資金注入目的をなおざりにすることである。

一方、日銀の超金融緩和策は続いており、マーシャルkは、この何年間、135%前後と異常値を示している。大手向けとはいえ短期プライムレートも2%を切ったまま。それでも市中にカネは流れ出ない。この不思議な現象をもたらしたものはBIS規制の影響抜きには考えられない。

一頃、論壇では「景気回復が先」か「不良債権処理が先」か、繰り返し論じられた。小泉政治は口先では「不良債権処理を加速して景気回復に」と論じていたが、国債発行枠30兆円枠を簡単に取りはずした。したがって少数派のケインジアンからは「財政で景気をよくしない限り、不良債権は減らない」と突き上げられている。しかし、対米公約の重しに引きずられた小泉マシンの「竹中チーム」はがむしゃらに「不良債権処理」である。

大きなジレンマを抱え自縄自縛にある。景気をよくするには投資の盛り上がりが必要であり、設備需要は金融の仲介機能を高める。しかし、BIS規制の分母対策のため貸し出しは制約される。銀行はひたすらに貸し出しを減らして、融資削減に努めなければならない。それが金融庁から与えられた至上課題なのである。「景気回復が先」であっては困るのである。畏にはまっている。「竹中チーム」存在それ自体に無理があるのだ。

#### IV-4 まゆつばの「情報の非対称性」

前節で銀行の貸出残の長期低下の意味するものを記したが、銀行と借手との関係を論ずるさい、常に引き合いがだされるのが「情報の非対称性」である。それを前提にした議論のおかしさを指摘しておきたい。

標準的な『金融論』テキストにこうある。

「銀行の預金・貸出行動に関する情報には二つの非対称性がある。一つは、銀行と借手との間の情報格差である。通常、貸し手は借手ほど十分に、借手の債務不履行の可能

性を知ることはできない。貸し手が借り手と同じ情報を得るためにはコストがかかるし、借り手が情報上の優位性を利用して取引相手をだまし利益を得ようとするモラルハザード（倫理の喪失）の誘因が生じる。そのような状況では、貸し手がだまされれることを懸念して慎重になるあまり、正直な借り手に対しても不当に高い金利を要求したり、リスクを恐れて市場から撤退して安定的な資金供給がなされなくなる、逆選択（adverse selection）が生じる恐れがある<sup>16)</sup>]

金融論の先行論文を見ると、その多くはこの「情報の非対称性」を前提にしての立論が数ある。借り手はすきあれば銀行をだまそうとするインセンティブを持っていると、

しかし、果たして「一般に借り手は自らの資金の返済能力等についてよく知っているのにたいして、貸し手は借り手の返済能力等について十分な知識を持っていない」といえるのか。そして、そこから逆選択とかモラル・ハザードが導き出されるが、それが妥当なものなのか。

融資にはリスクは間違いなく伴う。なるがゆえに銀行審査部は強い権限を持っているし、ダブル・チェックシステムなどの組織・制度がある。審査には費用が掛かると同時に時間コストがかかる。エイジェンシーコストを低減したい誘因はあるにしても、興信所情報などを積極活用している。そのような作業を通じ銀行は金融仲介における審査やモニタリングを行い、借り手の内部情報を蓄積している。

多くの中小企業は設立当初、共同組織金融機関（信用金庫、信用組合）に育てられてきている。最初から市中銀行が主力になるケースは大企業関連の小会社ぐらいいかない。銀行は金融緩和期になると、共同組織金融機関のなかの優良企業を選別して取引先にしていくのが常であった。将来性のある安定した中小企業をつまみ食いや一本釣りといわれてきたのがそれである。

それら取引中小企業に行員を天下りさせているのが普通である。多くは経理担当を派遣、その会社の「金庫」を掴み、排他的取引を行なうとともに、会社情報を銀行に繋いでいる。日米構造協議のさいのアメリカの対日批判の一つがケイレツの問題であり、そこから生じるインサイダー取引の問題であったが、中小企業取引の場合でも、情報の過疎ではなくむしろ銀行のオーバーコミットメントこそが問題といえた（資料1-14）。

倒産企業の債務者区分がその直近で〈正常先〉であったケースがままある。そのほとんどが主力銀行が当該企業と一体となって実態を隠蔽するため他行が泥を被っている。信用不安

---

16) 貝塚啓明／奥村洋彦／須藤恵『金融』p70-71（東洋経済新報 1997）、岩田規久男『金融』（同 2000）など標準的なテキストは銀行と融資先との関係を型にはまったように「情報の非対称性」の観点から捉えている。

一見の取引の多いサラ金の場合、金融機関サイドに「情報の非対称性」はあり得る。しかし、そのことがサラ金業界に取って問題になることはない。この不況下にあってもサラ金業者は高収益を維持している。その一事は「情報の非対称性」から「逆選択」や「モラルハザード」に結び付ける根拠は薄弱であることを示している。

を避けるためである。他行を主力とするライバル企業との市場競争が続行されている限り自衛措置となるのであろう。

このようにメインバンクが、その専門性と貸出先の財務・経営情報にもっとも近い立場を活かして、経営者を監視し、規律づけるなどコーポレートガバナンスの機能を果たしてきた。先にも触れたように多様な資金調達が可能になった大企業と銀行の関係はメインバンク型のコーポレートガバナンスに変化が見られるにしても（『経済財政白書01年』）中小企業との関係では当てはまらない。

「情報の非対称性」があるとするれば、情報不足は借り手、企業の側にある。多くは支店長の言動だけを頼りにして、銀行の融資政策からは完全に受け身の存在である。取引そのものが一方通行に近い形で決定される。支店長の約束も、しばしば本部の意向とかで反古にされるし、くるくると代わる人事異動であいまいとなる。

しかし、目につく先行論文やテキストを見ると、事実認識が実態とかけ離れたものになっている。

一例をテキストから挙げておく。「銀行などの金融仲介機関は逆選択やモラル・ハザードを防止するために、貸出先がどのような資産を担保として差し出すことができるかを重視する。…金融仲介機関から見て信用度の低い企業や個人は、担保として提供できる土地を持っていないければ融資を受けることは困難であった」（岩田規久男2000 p319）

銀行が担保を取るのには、逆選択やモラル・ハザードを防ぐためと書かれているが、そうか。自己の審査能力に自信がないからでないか。実態からいえば、「信用度の低い企業や個人」に限って担保を求めているのではなく、一部の大企業を除けば融資の条件としてマニュアル通り確実に取っている。この引用文からすれば、担保取得を当然のごとく記されているが、この考えが、中小企業経営者に対する個人保証、さらに市場取引の外側にいる家族、親族らに対する連帯保証を当然視することに至る。保証を取る（必ずしも土地担保でなく、印鑑一つでよい）ということは自己の責任回避だけでなく、貸し手の取引優位を刻印させた不当性・非合法性・非合理性を含む半封建遺制の上に成り立っている（小嶋 2003）。

情報の非対称性を論拠に個人保証や担保を合理化する銀行擁護論は上述のように論拠のないものである。したがって、この情報の非対称性を絶対命題にして、その上に組み立てられた「プリンシパル・エージェント」問題、さらに「不良債権ペナリティ」論も否定される。ペナリティーの先送りからディスオーガニゼーションが生ずる論も誤りといわねばならない。

#### IV-5 金融庁方針と「処理の加速」

政府の不良債権処理策は「骨太の方針」（2001年6月）や「改革先行プログラム」（2001年10月）で、輪郭が見て取れる。それによると、01年を起点に既存の不良債権は2年以内に処理、新規分は3年以内に最終処理し、3年後には正常化するというものである。

ところが、2001年から2002年に一気に不良債権が9兆6千億円増大した。これは融資先がこの一年間に経営が悪化したというよりも、都銀の資産査定を厳格実施して表面に出たものとされている。

問題の一つは査定次第で増えたり減ったりであること、あるいは処理方針で左右されるということである。問題の一つはこの10年間、本質をみない目先をとりつくろぐ“政治的”発言の繰り返しである。例えば経済企画庁は『96年版経済白書』で不良債権問題を本格的に取り上げて分析、「2年間で処理可能」と明言していた<sup>17)</sup>。「2年」がなぜ、バブル後、十年を超すのか。

状況分析と視点は常に同じである。小泉政治の特徴は「処理の加速」が加わったことである。そのため武器となったのが金融検査マニュアルである。金融機関に対して融資先企業の経営状態を把握した後に、その経営リスクに応じた不良債権処理を求めるもので1999年3月期から導入された。企業規模の大小に関係なく、つまり中小金融機関が都銀と同じ尺度、同じ基準を強制して不良債権処理を進めようとした。

マニュアルの一律適用は中小企業つぶしを露骨に宣言したにも等しいものであった。その結果、どのような混乱が生じたか、数坂論文(2003)から引用しておく。

「マニュアル導入当初は問題点がそのままあらわれ、中小企業側に見れば融資条件が従来と異なったように受け止められ、金融機関側に見れば従来からの融資を見直さざるをえない状況に追い込まれた。融資先が一定の財務条件を満たしていないと不良債権と断じられ、不良債権先を一定かかえているとその処理を迫られることになり、処理が遅れると経営に対する評価が下がるという循環で、中小企業・金融機関両方に悪影響を与える結果となった」。

小論の冒頭に返るが、何が不良債権なのか。「破綻懸念先」はつぶさないとはいけないものなのか。昭和恐慌時の松下電器、ドッジ・デフレ時のトヨタは「破綻懸念先」であった。

市場経済システムである限り、企業の盛衰、浮沈は市場が判定する、その限りやむを得ぬことであろう。ここで問題にしているのは政府介入によって企業破綻が進められる、その異常さである。金融庁の「より強固な金融システムの構築に向けた施策」(2002年4年)に明示された「5割・8割ルール」は常軌とは言えぬ。破綻懸念先以下の債権は原則1年以内に5

---

17) ちなみにその際の説明では、96年の不良債権処理(見込み)額は29.1兆円。金融機関が業務純益のすべてを不良債権処理に当てるとした場合、債権特別勘定の8.7兆円と合わせて90-95年度の業務純益を計上すれば、マクロ的には今後2年間で処理可能である。その場合、破綻先・延滞債権については担保カバー率35%、金利減免債権は半分が破綻先と仮定。

担保保全分を勘案せずすべて償却する場合には債権償却特別勘定と業務純益に加えて金融機関の有価証券含み益14%を充当すれば、今後3年間で処理可能としていた。

割、2年以内には8割をめどに「つぶせ」（「オフバランス化につながる措置を講ずる」という「ごまかし表現」で記されているが）である。

先のマニュアルは、その後、政権与党内の反発が出て、中小企業編『別冊』が出て、部分修正された。いつもの朝令暮改という批判もあるが、朝三暮四政策にすぎず、「多すぎる」中小企業整理策の推進に変わりはない。

三章で触れたようにBIS規制は多国籍企業の利益のため日本の銀行封じ込め策である。アメリカ的基準の押しつけである。最大のイシューはこの点にあるが、ほとんど議論にもなっていない。知日派のロベール・ギラン記者の「日本の中央権力は伝統的に、“カーテンの背後の政府”すなわち“政府の背後の政府”を持っている」の言を思い出す。

それに対して不良債権問題は景気循環のたびに生ずる〈過剰〉の調整、これまでの経済企画庁的な表現を使えばストック調整の問題である。バブルの規模が大きかっただけに調整期間がその分、長引くことは避けられない。それにこれまでの循環期に現われた生産設備の過剰投資の問題ではなく、カジノ的土地投機の始末である。従前に従えば工場設備の輸出とかスクラップとかの数量調整であるが、土地の場合、固有な難点がある。

本来的には政府・日銀が金融規制の強化や財政出動で対処するのが処方箋である。それこそ大恐慌後の蓄積されているマニュアルがある。公的な土地保有組合の結成も一法であろう。

ところがアメリカが求めているのは「日本的」なものを排除する構造改革である。80年代後半から日米構造協定で詰め寄ってきていたものである。それは「過去に学ぶのでなく、アメリカに学べ」といっているようである。

小泉政治の「思い切った」構造改革は、その流れにある。当然、金融再生もそれに結びついている。竹中経済産業相に金融庁担当を兼務させたのも、「金融」を使つての構造改革を模索しているからである。しかし、そのような海図と進行表は何も出されていない。ただ、ただ「何でも規制緩和」だけでないか。

## V 金融機関はどのように「処理」を進めているか

### V-1 貸し渋り・貸し剥しの実態

「金融ストレス<sup>18)</sup>」という新語をよく耳にする。本来の語義から離れているのかもしれないが、外部刺激の際の金融機関ないし市場のヒステリックな対応・反応をさしている。金融庁から不良債権処理について様々な指示がなされる。大蔵省時代と変わらぬ「お上」意識丸出しの

18) 「市場で予測されない大幅な価格変動などのショックが市場流動性の急速な枯渇等を引き起こす時、ストレスが発生するといっている」。(馬場直彦・「マーケット・レビュー」日銀金融市場局 2002-6)

実質「命令」であるから「反論」もできないとなると、そのストレスは溜まり、勢い債務者の方にぶつけられる。債務者との緊張関係が高まる。

収奪対象は主に中小零細企業・家業、さらに個人。銀行の態度は一変し、〈貸し渋り〉、〈貸し剥がし〉が企業を追い込んでいる。

銀行被害者（債務者）と銀行との交渉に立ち会った際、銀行マンの次の言葉は印象に残った。「どの銀行も不良債権処理はいわば、『命令』で動いています。支店は本部から、本部はトップから、トップは金融庁から。金融庁は小泉首相から（その「命令」に消極的態度を取った柳沢担当相は解任）。小泉首相は…」取り立て最前線での言い逃れにすぎぬが、的を得た「証言」であった。

「不良債権処理」と〈貸し渋り〉の相関関係は担保割れ問題から生じた。担保不動産の地価が下落したため、銀行は追い証を求める。債務者は「それならば追加融資を」と依頼するが間違いなく断る。銀行側は〈貸し渋り〉でなく「貸出態度の慎重化」という。

それでは「貸し渋り」はないのか。当初、金融庁は「個別の商取引に係る私法契約上の問題」とお役人丸出しの答弁を繰り返して事実関係に積極的にコメントしようとしなかった。金融庁方針が貸し渋りを起こしていることの容認を恐れた<sup>19)</sup>。

しかし、今日では〈貸し渋り〉は「リスク許容力の低下による融資姿勢の厳格化」ではなく、BIS対策のための不可欠の対応であることが明確になってきている。

重要なことは貸し渋りは金融引き締めなどと同じく実態経済に影響を及ぼす。バブル崩壊後の長期不況のなかで薄日をさす小循環がIT景気の名で見られたが、そのさい空洞化が進む東大阪や守口の中小企業でNTT関連の下請け事業に参画を目指したところがあった。しかし、組合資金（共同組織金融機関）は別にして、銀行は完全に門戸を閉ざした。「貸し渋り、貸し剥がし現象で大阪の景気は一段と悪くなった」という声は絶えない。

問題は〈貸し剥がし〉である。

01年12月4日の衆院財務委員会議事録。東京三菱、三井住友銀行などのトップが参考人として出席したが、そのやり取りを読むと、不良債権処理のために中小企業の切り捨ての方向がでていいる。「要注意先になった企業には金利引上げ。応じられないと債務者区分を要管理先に落とす」、「一回でも延滞起こした融資先は〈問題与信〉に。そして再建可能と判っても回収に走るところもでていいる」と厳しい取り立ての指導があることが分かる。

---

19) その後、国会審議のなかで「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の設置を約束した。しかし、被害者からの電話が殺到し、数日でファックスに切り換えた。つまり、言いっ放しである。被害者は個別相談を求めている。しかし、それに答える力量も親切心もない。

BIS規制による報復がはじまりであり、その煽りを受けたのが中小零細企業である。銀行の自己中心的な *hungry for profit* は国際社会から反撃を受けたが、その同じ銀行の同じ自己中心的な *hungry for profit* でバブルの後始末を始めている。



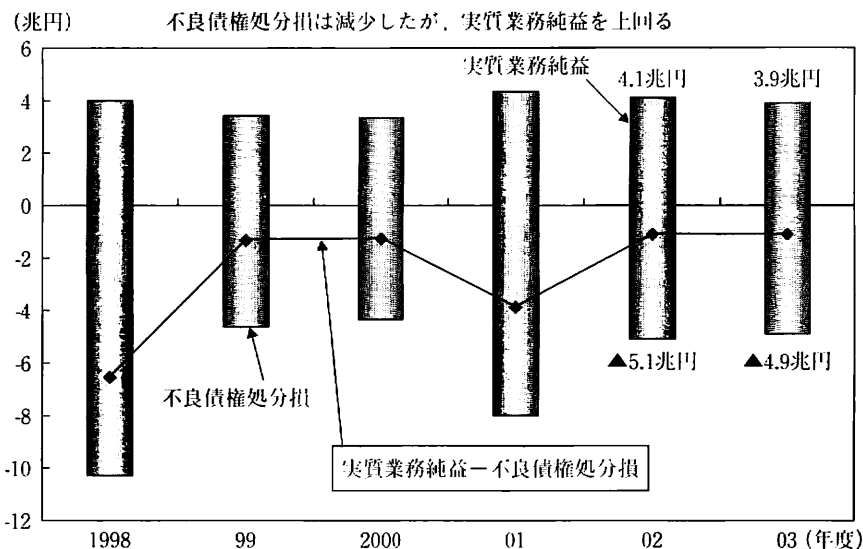
金融庁は金融検査マニュアルの作成（99年7月）等で銀行の資産査定精度向上が図られたとしている。これを受けるようにみずほ銀行は「貸出金利の引上げの徹底」の通達を各営業店長に出している。それによると、銀行の採算性を基準に「レッドライン」を設定、それを下回る企業には取引停止を含めた「取引意義の見極め」を指示している。恐らく他の銀行でも同様の中小企業つぶし策が編まれていたはずである。

具体的な処理策となると、大手銀行では問題債権を特定店に集中させて、いわば貸し剥がし専門チームを組み専任させている。貸し剥がしは要注意先と認定しての措置である。パイオフ解禁策の追い風で、大手銀は預金集めの外交は不用になってきており、その戦力を貸し剥がしチームにシフトしていつている。そして取れるだけ取るという戦法である。

しかし、貸し剥がし費用は銀行収益を圧迫し続けている。銀行の当期利益（＝業務純益－不良債権処理額＋保有株式益出し＋その他損益）は03年度も赤字を出した（図表5）。ゼロ金利政策の恩恵にもかかわらず、11年間連続して業務純益は不良債権処理費を賄いきれていない。取引先を破綻に追いやり、なのんための処理なのか。

そして、不良債権の処理額と同じ程度に新規の発生額が増えてきた。現場の支店長レベルではそのディレンマがわかっている。取り立てが進めば進むほど、地域経済のなかで信用収縮、取引縮小が生ずる。企業間ネットワークが分断され、いわゆるディスオーガニゼーショ

図表5 主要行の実質業務純益と不良債権処分損



備考) 1. 金融庁資料より作成。

2. 新生銀行、あおぞら銀行を除く主要行ベース。

3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

4. 2001年度は旧東海銀行分計数を、2002年度は旧あさひ銀行分計数を含む。

出典) 産業経済白書 03年版 一部加工。

ンが広がるのである。地域全体の景況に影響をもたらす。不良債権の「存在」よりも、その「処理」が悪い影響を与えている、そのことを金融庁はみようとほしない。

その影響の一、二の事例を記しておく。

〔日新舗道建設（東京）の場合〕 工事請負業で、得意先は国土交通省ほか。メインは富士銀行。同社に送り込んだ役員が、会社の印鑑、封筒を使って工事代金を富士銀行へ入金するよう国土交通省に偽計して貸し剥がし。もともと融資契約は工事代金を担保にしたものであったが、債権譲渡は法に抵触。その後、富士銀行が新規融資を断ってきたため倒産にいたる。

〔無理心中事件〕 A子さんは東京の銀行の貸し手責任の会に加入して富士銀行の阿漕な貸し剥がしと戦ってきたが、裁判で敗訴。2002年8月、A子さんは銀行から自宅を競売にかけられる。その執行の朝、同居していた弟と無理心中を図る。幸い命は取りとめたが、殺人未遂で起訴され、実刑判決に。多くの支援者が救援活動しているが、出所後、帰る家はない。この時期、同銀行の破綻懸念先以下に分類されている貸出件数の五割以上が〈個人〉（山本恵朗・富士銀行頭取＝当時の証言。）である。同じような悲劇が繰り返されないとも限らない。

01年11月28日の衆院財務金融委員会参考人質疑で、高木新二郎・獨協大学教授は「企業も病気になる。早期発見、早期治療、時には手術も。危険な兆候を早く読み取って早めに対策を立てねばならない」と述べ、暗に銀行の前向き姿勢を促した。その後、質疑に立った室町鐘緒・三和銀行頭取（当時）は「企業再生は銀行本来の仕事」と言い切った。この当然発言が新鮮に感じるほど、銀行は今なお、貸し渋り、貸し剥がしを通じて中小企業つぶしに走っているのである。

## V-2 「大手30社」問題 “徳政令”で救済

バブル崩壊後、問題業種とされたのが建設業（ゼネコン）、不動産業、卸小売（流通）業であった。都銀、地銀69行のリスク管理債権の借り手業種別シェアの54%をこの三業種が占めていた。銀行貸出額の33%である。なかでもゼネコン、不動産業は銀行と手を組んでバブル経済を推進し、その踊り手となった。不良債権が土地絡みの特定業種に集中したことを示している。

ひと頃、経済ジャーナリズムでは「不良債権問題は大手30社問題」とされてきた。首相ブレインの木村剛（2002）が銀行を揺さぶるため書いたシナリオである。その30社はゼネコン、不動産、流通（卸小売り）で、潰すにつぶせぬディレンマに政府、銀行ともに直面していた。「危ない」とされる企業が銀行の自己資本の1%を越える大口貸出先ともなると、逆に銀行の引当金不足のほうが問題になってくるからである。

その処方箋となったのが公的資金の銀行への注入で、銀行はその国民のカネでもって「危ない」企業の債権放棄をすることとなった。言い換えれば、債権を放棄してそれを公的資金

のバックファイナンスで穴埋めする構造を作ったということである。

公的資金の注入は1999年にも7兆4500億円もなされたが、銀行の債権放棄（ないし債務の株式化）は報道によると99年3月期1兆6千億円、2000年3月期1兆4千億円、うちゼネコンは2兆円とされている。三井住友建設、長谷工コーポレーション、熊谷組、フジタ、ハザマ、飛鳥建設など大手である。公共工事談合事件でしばしば名前の上がった悪名高い企業が並ぶ。

そもそもゼネコンは銀行と一体になってバブル経済を引き起こした。「共犯」だから救済したといえるのか。それとも臭いものにフタか。いずれにせよ土地の値段を吊り上げ、国民経済を根底から歪めた。当時、国会でも「バブル被害者の国民の税金で、バブルを引き起こした張本人を救うのか」の声があいついだ。

それに応じて柳沢伯夫・金融再生委員会委員長は「公的資金注入を受けた金融機関が債権放棄をする場合の要件」として「第一は経営責任の明確化 第二は倒産の社会的影響。第三に残存債権の回収が確実」を上げていた<sup>20)</sup>。

問題は債権放棄するかどうか、救済するかどうかは、銀行の胸三寸にある。ゼネコン救済が続いている最中、中堅ゼネコン・富士工は債務免除の要請を断られ倒産した。中小企業の場合は問題にもされない。切り捨てご免の対象である。

しかし、金融再生委員会委員長のいう「地域社会への社会的影響」といえば中小企業もそれなりの影響力がある。地方経済そのものが中小零細企業で成り立っているからである。その多くの中小企業がバブル経済に何一つ関わらなかったとしてもその後の長期不況で衰弱して窮地にある。だからといって「債務免除」は考えられない。「平成の徳政令」は大企業だけのものである。

不良債権処理云々する以前に悪徳企業は、この機会に整理するべきであろう。長年、右翼暴力団との関係がうわさされてきた企業、談合の常習犯、下請けいじめ等々、倒産の影響が大きいという隠れ糞で30社を救済して、代わりに「罪なき」弱小企業が生け贄とされる。

市場原理と社会の道理に基づいて退場させて当然である。因果応報である。しかし、バブルと何一つか関わりのない企業がよってたつ敷地の土地が上下したそのことで、つぶされる、そんな理不尽は許されるものではない。

---

20) 「回収極大化のため債権放棄」というが、債務免除を受けたにもかかわらず再び、行き詰まり、民事再生法を申請し倒産（2001-12-6）した青木建設のような事例もでた。いまなお、環境は厳しい。負の遺産を一掃できたわけではない。なかでも三井住友建設は2003年中間期に327億円の連結債務超過に転落。主力の三井住友銀行などに再び、優先株の引き受けなどの支援を仰いだ。二度目の救済策である。債権放棄の最初の計画が杜撰だったことを意味したことになるのか。銀行は株主代表訴訟を起こされる恐れもある。

なお、青木建設倒産に際して小泉首相は「構造改革が進んでいる表れでないか」と胸を張ったとある。構造改革は何がどう進んでいるのか、説明してもらいたい。

ところが銀行の選択は別である。経営再建の見込みが乏しい先に貸し出しの継続・拡大をする、いわゆる「追い貸し」の横行である。救済合併工作途上であるとか私的整理ガイドラインに乗せるかどうか模索過程の段階もあるのであろう。

しかし、銀行の存念は常にBIS規制対策である。資本毀損につながる不良債権処理は先のばしして、真の損失を隠して、できる限り隠蔽していく。その限り、貸し手・借り手の利害は一致する。too big too failといわれるゆえんである。

### V-3 “輸入”された債権流動化策

上述したように金融庁方針の特徴は銀行の持つ不良債権をオフバランス化することに力点を置いている。そのため貸出債権の流動化策が積極的に取られ出した。

もともと債権の流動化がいわれだしたのはBIS規制の“分母対策”のためであった。金融機関の融資対応力の充実に資するということが盛んに強調される。そして、“輸入”された債権流動化策が a) 債権譲渡方式 b) 「特別目的会社」方式（担保不動産の証券化のため） c) 信託方式（担保不動産付債権の小口化） d) ローン・パーティシペーション（LP）方式、等々である。

長年の融資慣行では、金融機関が第三者に貸出債権を譲渡するということは想定されていない。これまでの金融機関と企業との関係がプロジェクト単位ではなく、企業単位であったからである。継続的・安定的な取引関係を優先することが、貸し手・借り手双方の利点であった。

ところが、政府・金融庁はこの金融慣行が金融機関に対して不良債権処理を遅らせるインセンティブを与えていると判断した。「アメリカにはそのような金融機能をゆがめる慣行はない」ということがいわれだした。不良債権を温存し、「追い貸し」を選択する「インセンティブ構造」なるものを変えねばならないというバター臭い「慣行改革」が導入された。

不良債権問題がこじれる一因は、このように金融市場の構造と慣行をアメリカに合わせる方策をとろうとしていることである。ここでも実情を見ない混乱がある。銀行が「追い貸し」をしているのは資本的にも人的にも癒着した大企業との取引の中で続いているのである。中小・零細企業には前述したように貸し渋り・貸し剥がしである。癒着した大企業には公的資金を横流ししても救済するが、中小・零細企業はなんらそのような、いうところのインセンティブは働いてはいないのである。

いずれにしても「アメリカにはない日本独自のインセンティブ構造」を変えるために貸出債権の流動化が突然、強調されだし、法整備が進められた。背後に外資系サービスの思惑と工作があったことは公然たる秘密である。

サービス法（債権管理回収業に関する特別措置法）ができたのが1999年だが、3年間に銀行系、貸し金系65社が設立された。

一番目立つのが外資系で14社。01年12月末現在では取扱債権50兆円のうち外資系が26兆円を取り扱っている。全体の5割を越しており、存在感は抜群である。件数は銀行系9社（1年後には12社）が161万8千件に比べると外資系は11万5千件と少ない。不動産担保付きの大口の債権を集中的に取り扱っており、大口債権の外資系集中化が進んでいる（石山宏樹・法務省司法法制部 2002）。

大阪の銀行被害者の不満・不安の一つは債権の転売で、三菱銀行が目立つ。不良債権処理策の一環であるが、前もって通告を怠っている事例もでている。

01年でサービサーの取り扱い件数が全体で399万件にも上っており、市場も急膨張していることは確かである。ある和菓子屋のケースだが、突然、ロンドンのサービサーから請求書が届いた。住友銀行が売却したものだが、また、そのロンドンのサービサーが横浜の業者に転売したとかで、債権者がコロコロ変わっていく。最近、問題になっているのは時価で入手した債権を額面で被害者のところに持ち込むサービサーも現れている。

その外資サービサーに押されているのが官有株式会社・整理回収機構（RCC）<sup>21)</sup>。中坊公平初代社長のいう「正義とビジネス」の兼ね合いの難しさである。04年3月期決算で債務超過に転落したし、朝日住建からの債権回収では強引な取り立てでミソをつけた。

このRCCの母体は住宅金融債権管理機構と整理回収銀行。政府が1998年に土地・債権流動化トータルプランを策定したが、これに基づき設立された。破綻金融機関から譲り受けた債権回収が主たる仕事であったが、99年業務開始後はBIS規制対策のための資産圧縮、なかでも不良債権資産をバランスシートからはずそうとする銀行の受け皿となった。その買取り価格は大半が「1円」（その後、銀行は「買取り価格は低すぎる」と抵抗し、はね上がる。これがRCCの二次ロスにつながる）。銀行が回収をあきらめた不良債権の、それこそゴミ箱である。現に銀行は「不良債権」を回すことで取引先と縁切りをしていった。したがってRCCに回った債権、企業はネガティブな烙印を押される。

以下の事例は金融庁の早期処理策の問題点でもある。

90年代末、銀行の破綻・再編が進んだが、そのさい債権債務はそっくり新銀行に移行する

---

21) RCC初代社長は「正義の味方」中坊公平弁護士。二代目社長が鬼迫 弁護士。いずれも元大阪弁護士会会長。このため関西の若手弁護士はRCCのもとに数多くはせ参じ、中小零細企業からの取り立てに力を尽くした。しかし、銀行に追い立てられた中小企業の側に立つ弁護士はごく限られた。ある弁護士は言う。「RCCはいわばお上の日本株式会社。そこでの仕事はお国のためだし、報酬も間違いなく頂戴できる。それに対して取り立てられる側の中小零細企業は尾羽打ち枯らし、弁護士も払えぬ人が多いのが実情」。当初、RCCの暴力団に対する厳しい取り立てが期待された。銀行が暴力団（と舎弟企業）に対する融資を焦げ付かせたままほとんど手を付けなかった。しかし、成果はほとんど上がっていない。何かと対日介入・干渉の多いアメリカだが、パウエル國務長官が直々に「日本は暴力団に甘い。厳しくやれ」（04-6）とハッパかけてくると、庶民の多くは拍手して、「アメリカ幻想」を抱くのだ。

のはまれで、多くは“負の遺産”を処理してスタートする。問題債権はRCCに回され処理される。なにか“負の遺産”なのか、線引きは難しい。

みどり銀行（神戸市 旧・兵庫銀行）は経営が行き詰まり、阪神銀行に吸収合併され、99年4月、みなと銀行となった。合併に先立って、みどり銀行は不良債権を約2600億円で預金保険機構（現RCC）に買い取ってもらい、損失穴埋め約7900億円の贈与を受けた（日本経済新聞 99-3-20）。

そのさい、銀行はカードローン（大口当座貸越契約 商品名「スーパーローンエースカード」）を契約している顧客全員を管理困難債権として整理回収銀行送りにした。その数、千人を超えると推定されている。

神戸で人形店を営むN店主はその一人で、契約期間中に一方的に打ち切れ、1億円近い貸越債権を不良債権として整理回収銀行に回された。

整理回収銀行からの呼び出しで仰天した店主は三か月間奔走して全額返済した。このケースでは店主が不良債権の烙印押され、心理的動揺したとして、名誉回復求め訴訟に踏み切った。そして裁判では銀行に慰謝料など250万円の支払いを命じている。二審でも勝訴し、銀行側が上告を断念した。銀行や金融庁の進める「不良債権」処理の危うさである。

#### V-5 “ハゲタカ外資” 暗躍

アジア危機の後、韓国、タイ、インドネシアなどに外資が下落した物件を安値で次ぎから次ぎと取得したことが報じられた。自由化戦略の狙いは間違いなくそこにあった。舞台は今や日本に移った。

不良債権の「最終処理」が進んでいるからである。破綻した企業・銀行の買収や資産を買い叩く外資系の投資銀行やサービサーが陸続と上陸してきている。不況下、「不良債権ビジネス」大繁盛である。

日本長期信用銀行を「瑕疵担保条項」付で買い取ったリップルウッド・ホールディングスがその代表であろう。リップルウッドはオランダ籍の投資組合ニューLTCBパートナーズを設立。99年に10億円の資金で長銀を引き継いだ新生銀行を買収。その後、1200億円の増資は引き受け、新生銀行株の99%を支配した。04年、新規上場の際して保有株の約三分の一を放出して、譲渡益2500億円を確定した。残りの保有株の含み益7300億円（上場時点）を合わせると投資額の8倍の利益である。

旧長銀には公的資金約8兆円も投入されており、うち4兆円の損失が確定し、国民負担になっている。瑕疵担保特約を活用して不良債権を処理して再生したが、そのうえ日本政府はこの巨額な上場益の課税権を失っていた。このような“美味しい話”があるのだから、ジバングは黄金の国と写るであろう。

リップルウッドはその後、日本コロムビア、シーガイア、ナイルス部品などの幅広く買収

を手掛けており、外資の先陣役。多くの場合、売り手は邦銀。なかでも東京三菱銀行は債権の売却にいち早く取り組んだ。それもバルクセールである。松井和夫大阪経済大学教授[1998]は海外紙から丹念に事例を集めていたが、その一例を抜き出すと、投資銀行ゴールドマン・サックス・グループは1998年、三菱銀行グループから10件の不良債権を125億円で買っている。都内の不動産が担保についており、値上がりを待っての転売を目的としている。

市場に出たビル、土地などの物件をかき集めているのが外資系だが、一番目立つのがゴルフ場。これまでゴルフ場経営の最大手は西武グループであったが、それに恐らく今年中には取って代わるのが確実なのがアメリカ系の投資グループ2社。

その一つが先のゴールドマン・サックス・グループで、もう一社が米投資ファンドのローンストーン・グループ。破綻したゴルフ場の買収を加速している。日本経済新聞によると、ゴールドマンは昨年、民事再生法の適用申請した緑営開発（東京）グループや会社更生手続中のスポーツ振興（大阪市）などのスポンサーになる方向。計画通りに進めば保有するコースは79に達する。また、ローンスターは民事再生手続中の地産グループ（東京）やエステティ開発（東京）などの35コースを傘下に収めるのが確実。民事再生手続中の日本ゴルフ振興の支援にも名乗りを上げている。今年中には78コースとなる。

この米系2社は、西武グループの持つ46コースを追い抜き、国内第一位、第二位を占める。この他にも外資系が破綻したゴルフ場を物色する動きは続いている。

兵庫県下の最も都心から遠い佐用郡にもバブル期に相次いでゴルフ場が開場されたが、現在では4コースあるゴルフ場のうち2コースが外資の手に落ちた。あるゴルフ場支配人は「バブルを解消するには通常の経営努力では限界があり、民事再生、会社更生法の適用を受けざるをえない。今新たにゴルフ場に手を出す国内資本は少なく、勢い外資の思うままになっている」という。

ホテル業界も狙われた。バブル崩壊後、大阪でも名門のシティホテルが相次ぎ行き詰まった。外資にとってより取り見取りである。南海サウスタワーホテルはラッフル・インターナショナルに、三和系の東洋ホテルは米モルガン・スタンレーグループに営業権を渡した。このほか第一ホテル、堂島ホテル、ライオンズホテル大阪、プラザホテル、大阪国際ホテルなど多くのホテルが破綻した。物色対象になるのは再生見込みがあるからである。価値破壊された瓦礫をさらすよりも、外資が乗り込めば雇用機会も増える。歓迎すべきことなのか。

ゴルフ場に集まる外資を見てもバブル期の遺産ともいえる物件を二束三文で入手している。ホテルも底値買いである。これこそアメリカが声高に不良債権の処理を迫る本当の狙いである。

日銀の福間審議委員が長崎県での講演で「バブル崩壊により、第二次世界大戦による物的損害と同程度の割合の国富が失なわれた」と語っている。目の子算で1000兆円の損失などといわれたりした。その損失分は誰かが負担を迫られる。ビジネスの世界では売り方が損をす

ればその分、買い方が得をしている。現に東証株価指数が1990年ピーク時の2177.96の時点で売買した人もいよう。

だが、多くの場合、それは帳簿の上の損失である。それを十分な引当てを積み「会計処理」した段階で損失が固定する。見切り売りなどオフバランス化すれば損失は計上される。しかし、多くの土地所有者も株式所有者も必ずしも売るために土地や他の資産を持っているわけではない。

もし他人の資産を担保にとり、その資産が下落したとなると、——バブル後、それが多いのだが——含み損が、それも処分段階で出るのだが、それは抵当権者が受忍するべきものである。何とならば目利きの問題であり、担保提供者には何等、落ち度はない。

金融庁は不良債権処理促進をいい、そのさいオフ・バランス化をいう。外資が求めているのはまさに、それである。念押しというべきなのか、04年の日米次官級経済対話でも、アメリカが繰り返し注文つけてくるのが不良債権の市場での処理である。

しかし、外資歓迎をいう政策に「不良債権処理はハゲタカ・ファンドの陰謀」といった感情的反発も強まっている。亀井静香自民党元政調会長らのごとく「外資ハゲタカ」論をふりまくことで政治的効果を狙う動きがある。

問題はあくなき儲け第一主義である。同じ不良債権を扱ってもRCCは損失が累積している。ノーハウ技法や営業努力の問題だけではない。足利銀行の受け皿を巡って福田栃木県知事は「できれば内資で」という。リップルウッドの新生銀行のもとでは利益生産性をあげるため中小企業向け貸し出しはほとんど相手にされなかったからである。

## VI 銀行被害者はどう対応しているか

### VI-1 金融被害の実態と対抗

「不良債権処理」の名で押しつぶされていく人達がどれ程いるのか正確には調べようがない。主要行の「破綻懸念先以下債権」だけでも2001年度6.2兆円 2002年度11.7兆円が処理されているが、その処理によりどれ程の人達（主に従業員、下請け取引先）が犠牲になったか不明である。椎名麻紗枝・銀行の貸し手責任を問う会事務局長（弁護士）が出版した刺激的な本の題名は『100万人を破滅させた大銀行の犯罪』であるが、それによると、バブル期、銀行が競って発売したフリーローンや変額保険の被害者の数は100万人を越すと推計している。

バブル期、土地価格の高騰が激しかった東京で、地元住民が一番心痛したのが持ち家にかかる相続税対策。それに目をつけた銀行が資産に見合う債務を持つことを組織的に推奨し、使途自由のフリーローンや生命保険会社と組んだ変額保険を売りさばいた。これらの商品がヒットしたため全国主要都市の商店街などで広がり、被害者が相次いだ。もともと“押し売



り”だからフリーローンにも「提案融資」がセットになっているのが多く、その後の株式、土地の下落で大きな損失を抱え込んだ（資料Ⅱ参照）。なかには埼玉銀行による五輪建設の不動産投資のように豊田商事まがいの詐欺商法を行った例もある（椎名麻紗枝 2001）。

椎名弁護士調査と推計では約100万人の被害者のうち40万人は、この10年余の間に銀行に家土地をまきあげられ、悲劇的な終末を迎えている<sup>22)</sup>。

銀行被害者の性格が東京と関西では多少違った。東京では土地持ちの生活者被害がめだったが、関西では中小零細企業・家業であった。

銀行の貸し手責任を問う会・関西に結集した被害者約169人の実情は「連帯保証」被害、「貸し渋り・貸し剥がし」被害に集中した（資料Ⅰとその注釈 参照）。

内訳は「保証」被害85件、「貸し渋り・貸し剥がし」被害17件（「銀行の身勝手要求」3件を含む）、「サービサー回し・競売」被害13件、「提案融資」被害（すべてが「過剰融資」を伴っている）13件、「変額保険」被害13件、無理な借金7件、不況による事業不振5件、「銀行員犯罪」3件、裁判官批判、出資金返還などその他11件。

調査は被害者に「いま何が問題か」を一点に絞って設問したものであるが、共通して言えることは「過剰融資」である。バブル期は異常な金融環境にあったとしても金融機関の言動に規律が失われていた。“夜討ち”による「押し貸し」があったことを証言する人は多い。説明責任の不在、担当者交替で引継ぎ無しの無責任、くるくる変わる方針、契約書などの「差し入れ方式」、担保の上に保証要求、これらの問題が重なり合った。日弁連が1997年、「銀行の融資者責任」を打ち出したのもこのような背景があつてのことである。

多くの案件はバブル期の「押し貸し」→「貸し渋り・貸し剥がし」→「サービサー回し」「競売」→破産のプロセスをたどっている。この「貸し剥がし」→「サービサー」「競売」→破産の推進が竹中・金融庁のいう「不良債権の加速度的処理」なのである。

戦後バブル期までに10回の景気循環（産業循環）があつた。不況局面では「貸し渋り」は常態化するのが常であつた。「メイン化」「ケーレッツ」という用語が示しているようにワンセット的グループ化の求心力もあつて、周辺部分の弱小企業が淘汰の対象となつた。それでも長年の商慣行もあり、約定通り金利支払いをしているところには手を付けることはなかつた。

22) 銀行から見捨てられた中小零細企業者や脱落した被害者がすがりつくのが商工ローン、サラ金やヤミ金。バブル後の長期不況のなかで高収益を確保しているマチ金などは長者番付の常連となっている。銀行とマチ金がつながっているのは銀行がマチ金の資金提供者であるばかりでなく業務が補完的・分業形態になってきている。マチ金の「市民権取得」に銀行がサポートしている。大手サラ金の繁盛ぶりを融資残高と経常利益（カッコなか）で見ると（03年3月末）、武富士1.6兆円（1828億円） アコム1.6兆円（1445億円） プロミス1.3兆円（1070億円） アイフル1.4兆円（1071億円）である。武富士会長逮捕事件に見られるように相変わらずダーティーな存在で、サラ金禍に陥った多重債務者は自殺、犯罪、ホームレスの道をたどっていく者が少なからずある。

それが今回では、約定通り金利の支払いや返済を続けていても「貸し剥がし」をかけてきている。土地の下落により担保割れが起こったためである。その土地価格は日本不動産研究所の「市街地価格指数」によると1992年から一貫して下落が続いているのである。担保割れははまだ拡大しているのである。リスクヘッジに銀行は「追い証」を求めるが、そのための追加融資となると「貸し渋り」である。これでは借り手に「出口」はない。

冒頭に「不良債権とは何か」で触れたが、銀行は貸出債権の不良化を問題にするだけでなく、貸出企業そのものを診断して、整理の有無を決める。まじめなコツコツ派の企業であるかどうかでなく、将来性、後継者素質などを尺度に構造的な不況業種、家内工業・商業は整理対象になってきている。産業競争力会議が90年代末に設備、労働力、債務の“三つの過剰”を問題にしたが、実際は多すぎる中小企業を入れて“四つの過剰”と叫びだしたのである。

矛盾の露呈である。公的資金一斉注入のさい都銀に中小企業向け融資拡大を条件づけたが、その中小企業整理がBIS対応による分母縮小策の一環として進められているのである。この点、従前の不況期と決定的に異なっている。日銀がゼロ金利政策を取った上、量的超緩和策をとっても資金は銀行からは流れでない。「構造改革」の名の整理策、「痛みを伴う」という人為的な不況創出策が続けられている。

裏付け数値がある。『経済財政白書』によれば、都銀の処理法（2000年）を見ると、債権譲渡17%、再建型法整理と私的整理18%、担保処分などによる資金回収や私的整理56%となっている。大半が倒産・廃業に持って行っている。それも「規模の大きい企業は再建型の処理、小さな企業は清算型の処理」とはっきりしている。弱いものから、取りやすいものから取り、つぶす。これまた一貫している。

「世界市場」を展望するメガバンクにとって、中小企業融資は効率の低い、採算の悪いものになってくる。UFJ銀行が金融庁の揺さぶりを受け4つの業務改善命令を出されたが、その一つは中小企業向け融資の軽視・蔑視を問題にされた。改善命令を出す竹中・金融庁自身がアメリカ追従のグローバル戦略を礎にしているのであるから目糞鼻糞を笑う類いである。

BIS規制に端を発する中小企業からの貸し剥しは、単に多すぎる中小企業の整理にとどまらない。地域経済つぶしである。金融機関の合併につぐ合併も本支店の統廃合を通じて地域の足場を失いつつある。生産資源の再配置は東京一点集中を進めることで政権政党の地盤を掘り崩していついともいえる。

それに対して被害者はどう対処しているのか。

## VI-2 問題あぶりだす「裁判闘争」

論壇に登場している経済学者、なかでも金融論の専門家の議論のなかですり抜けているのが「権力としての銀行」論である。

過日、生保ファイナンシャルアドバイザー協会の柴田和子名誉会長という方の「銀行の生保商品販売拡大に反対」という投稿が目にとまった（産経新聞「アピール」欄 04-3-9）。それにはこうある。「銀行が巨大な権力や影響力を駆使して保険販売を行なうのでないか。…預金口座情報を見れば顧客の加入している保険会社と保険料を簡単に知ることができる。本来、同意なければ金融機関の個人の非公開情報を利用することはできないが、実効性のあるチェックはほぼ不可能である」。「銀行の権力と影響力」を融資先に行使し保険獲得することに「保険レディ」達が恐怖していることが判る。

ヒルファディング以来、金融資本の経済的・経済外的な能力は繰り返し論じられてきたが、その「権力としての銀行」のむき出しの姿が不良債権処理の現場に現れている。

バブル期に種を蒔いた変額保険を巡るトラブルは国家賠償訴訟に発展しそうであるが、例えば、この被害者の訴えに東京三菱銀行は話合いの場すら拒否してきた。俗な言い方をすれば「文句があるなら裁判所に訴えろ」という態度である。

大手都銀の弁護士には元最高裁判事、元検事総長ら司法界のボスが顔を揃えている。市井の一市民がとてども太刀打ちできる相手ではない。「銀行相手の裁判」といって弁護士が逃げる。銀行を何重にも保護している現行法があるかぎり勝てる見込みがないという。それに銀行の訴状には十何人ものエライ弁護団の名前が並ぶ。だから私は弁護士抜きで六法全書を片手に闘っている」（資料Ⅰ-40, 8）。

バブル崩壊後起こった銀行の貸し渋り、貸し剥がし、不当競売、保証人取り立てなどを巡る裁判は、かつてない規模に膨れ上がったが、ほとんどが銀行勝訴である。改めて強者・銀行を印象づけている。それら裁判所の判決も「借りたものは返せ」と言う単純判決ないし前例踏襲のコピー判決ばかりである。

しかし、どの裁判でも被害者が問い掛けているのは「なぜ、銀行は貸金法の規制を受けないのか。そのためサラ金以上の被害を銀行から受けている」「なぜ、盗難や偽造可能な『印鑑がすべて』なのか。署名は本人確認にならないのか」「なぜ、欧米では当たり前になっている銀行資料（稟議書など）開示（ディスクバリー）が認められないのか」「なぜ、競売の異議申し立て費用が高騰するのか。裁判妨害でないか」等々。「武器対等」でない裁判に不満が募っている。事件の多くがバブル期のクレージーな雰囲気でおこったにせよ、その後の銀行対応はリーガルマインド欠如そのもの<sup>23)</sup>といえた（資料Ⅱ）。金融庁がなぜコンプライアンス（法

---

23) 「この時（96年の“住専国会”）、大蔵省は住専問題を担当する銀行局別室を開設したが、都銀などの母体行はこの別室に属する銀行局幹部に対して一人一回五万円という料亭で高額接待を繰り返していたのである。なにが話し合われた不明であるが、大蔵大臣の『追加負担は必要』という国会答弁にもかかわらず、その後、母体行が何の追加負担もしなかったことと、“接待づけ”が全く関係なかったとは考えにくい」（野山正穂法政大学教授 「問う会」会報No.5）

令遵守)態勢の確立をいい出したのか裁判所ではわかっていない。

根本的に司法制度の在り方も問われている。「政治・行政への追従」が「裁判の貧困」をもたらしてきた。曲がりなりにも司法改革で裁判員(陪審)制度が取り入れられたのは、形式主義の呪縛の中で真実が見失われていることを遅まきながら気付いたのであろう。

裁判では勝てない不満が銀行への怒りとなる。石原東京都知事は銀行税問題で銀行批判を煽るが、ポピュリズム的“暴走”が懸念される状況である。

竹中担当相が就任直後に銀行攻撃をしたさい幾つかの大手銀行は反発し、竹中批判を明確にしたが、銀行の主張にいくらかの「正論」があったとしても世論の支持を得ることはできない。その直後、『朝日』の社説が『「竹中いじめ」の無責任』を書いたように、問題は竹中担当相にあったとしても、庶民感情はこれまでの銀行の“悪行”を容認しない。銀行は、そのことがわかっていない。

BIS規制と金融庁のゆがんだ行政が、銀行をして無茶な取り立てに走らせていることは明らかである。繰り返すが、問題の根っこにあるのはアメリカの自己本位な政策とそれに追従の日本の金融行政である。銀行と被害者のバトルは、お互い生き死にの問題だけにその背後にあるもの、自分たちを追い込んでいるものの姿が見えなくなっている。

### VI-3 銀行の貸し手責任とはなにか

「銀行の貸し手責任を問う会(東京)」会報のコラムに次のようなものがあった。「ステーツマンとポリティシャンが違うようにバンカーとバンククラークは違う。…一昔前の銀行小説で話題になったアーサー・ヘイリーの『マネー・チェンジャーズ』。信用不安で取り付けのあった銀行のバンカーが、預金を引き上げようとする顧客にガードマンをつけて自宅まで送ろうと申し出る。『どうして』と問う顧客に『長年ひいきにしてくださった方だから、お別れする時も友達のままでいたい』。取り付け騒ぎは、まもなく収まる」。

東西の「問う会」に集まる銀行被害者の多くはほとんどが一方的に訴訟に持ち込まれて身ぐるみ剥がれている。「銀行被害者の会・大阪」の会長は運送会社の部長であったが、知らぬ間に包括根保証の保証人となっていた。その会社が倒産し、社長が“夜逃げ”してしまった後、突然、都銀から3億6千万円の支払請求が届き、その後、裁判に、そして、高裁でも敗訴。その間、何十回と銀行に面談を申し入れたが、拒絶され、銀行マンの顔を見ることはなかった。

森静朗日大名誉教授は「問う会」の会報に書いている。

「金融機関の最低の原則として健全性、安全性、社会性、公共制、収益性はどこへ行ったのか、いつの間にか最大の利益を上げるためにはなにをしても良いという発想が蔓延してしまっている。預金者、利用者(債務者)、市民によって成り立っているという考えはなく、上は頭取から下は一行員まで収益追及のための鯨鬼道に陥ってしまっている」

企業の社会的責任ということは、戦後、何度繰り返されてきたことか。アダム・スミスのいう競争とモラルの共存、これなくして市場経済は成立しないと財界トップは繰り返し力説してきたのでなかったか。

餓鬼道そのものの事例が住専訴訟である。バブル崩壊後の金融危機の深さ、金融腐敗の泥沼を示したのが住専問題であり、今日なお、その尾を引きずっている。

住宅金融専門会社、いわゆる住専七社が破綻したのは1995年、その巨額な損失分担を巡って紛糾した。系列ノンバンクの破綻処理については母体行責任方式がルールになっていたが、銀行はそれを拒否し、公的資金6850億円を“穴埋め”に投入させた<sup>24)</sup>。

問題の一つは「ごみ箱」と称して、回収困難な融資を肩代わり先に利用して住専を破綻に追いやったことだ。紹介融資は1兆7千億円を越し、その91%が不良債権となっていた。

なかでも紹介融資が多かったのが住友銀行。住専から不良債権を引き取った住宅債権管理機構は98年、住友銀行を相手として48億円の損害賠償訴訟に踏み切った。中坊公平・住宅債権管理機構社長（当時）はなぜ、住友銀相手に訴訟だったのかについて次のように語っていた。

「住専への問題のある紹介融資が134件あったが、うち72件が住友銀で突出していた。最後の交渉で、裁判で負けたら支払うという結論が住友からあった。それを聞いて、根本に経営者のモラルの問題があると気づいた。法律とは最低の道徳であって最高の道徳ではない。免許制の銀行がそのモラルをかなぐり捨てて、儲ければよいというのはまずい。（裁判の目的は）経営者に健全な精神を入れることであった」（「銀行の貸し手責任を問う会」会報5号）。

これに対して住友銀行は「裁判所はモラルを問う場ではない。世間の雑音に惑わされるな」と反撃してきたが、最後は和解を申し出、実質、敗訴で終わった。

住専問題は国会で繰り返し議論されたため、銀行の恥部が明らかになった。しかし、それは単なる一例でなかったか。素手で闘う銀行被害者の叫びはほとんどどこへも届かない。「借り手の自己責任」の声に圧殺されているのである。それでも「借り手責任というなら、銀行に貸し手責任もあるのでないか」。その声は広がりつつある。

山田弘史名古屋経済大学名誉教授は次のように銀行被害者の言い分を代弁していた。

---

24) 三菱自動車事件と共通したものがある。裁判官出身の楠本安雄弁護士が書いた『ある欠陥車裁判の記録』（1984年 日本評論社）という本がある。三菱自工の小型ダンプに欠陥車があるとして起こした訴訟で一番、二審とも敗訴したが、どうしても納得できないとして書かれた裁判所と三菱自動車弾劾の書である。しかし、その訴えは世間を動かすに至らず、本人はまもなく、自死のようなかたちで山中で凍死した。裁判などひとひねりの、その傲慢さが04年の「三菱欠陥車騒動」を巻き起こしたといえる。裁判所、いわば国家がメーカーの不正義に荷担した、そのツケがその後、多数の被害者を生んだ。銀行被害者裁判でも銀行は裁判には勝っても、道義では負けており、そのつけを裁判官ともども背負っていくのでなかろうか。

「銀行被害者は銀行に『利を以て誘われた』ものであるにしても、住専の金を借りた投機業者と違って、被害回復を求める権利がある。人間のもつ欲を無理にかりたて、銀行の信用をふりかざして余計な金を借りさせた方に責任がある。貸し手と借り手は君と僕、一對一の関係ではない、高度の専門性と圧倒的情報量を持つ貸し手の方により高度な責任がある。アメリカなどでは法律判断上の基準として確立しているのがレンダー・ライアビリティ（貸し手責任）の考え方である。銀行には本来の公共性と社会的責任に立つ取引行動を期待したい」（「問う会」会報1号）

景気（産業）循環は資本制システムにあっては不可避的であり、好況局面が終わると、反落して不況局面にはいる。そのさい、好況局面が残した〈資本の過剰〉の一部は〈不良債権〉となって不況を引っ張る。

どの不況期にあっても銀行は自らの責任で行った過剰融資と苦闘する。限界的な貸付先から整理を進めはするが、長年の取引先はリスケジュール（長期弁済計画）で「じっと我慢」の対応が普通である。それは銀行の社会的使命であると考えられてきた。取引先の解体は許されるものではない。

問題があちこちでこじれだす中で銀行への信頼感は急速に薄れてきている。中小企業庁の調査（2002年）でも「最多借入先の金融機関は最終的に支援してくれる」という支援先としてのイメージは後退している。「手の平を反す」銀行を日常的に目の当たりしているからに他ならない。

日銀の「生活意識に関するアンケート調査」を見ても、これまた銀行への不信感は強い。バブル期の銀行の常軌を逸した行動、バブル破綻後、生き残りをかけた阿漕な取り立て、消費者預金の収奪など不満があふれている。宇沢弘文・東大名誉教授は「不良債権問題は不良行員問題といい、課長以上の行員は即座に解雇…しない限り、日本の苦境は救われません<sup>25)</sup>」と言い切っている。

それに対して銀行側は問題をどう認識しているのか。

衆院財務金融委員会（01-11-28）での答弁をひらって見ると、参考人として出席した銀行協会首脳は銀行の貸し手としての責任について、山本恵朗・全銀協前会長（富士銀行頭取、当時）は「売る側に一般的存在する責任はある」と答弁、室町鐘緒・全銀協会長（三和銀行頭取、当時）は「（営業）過程で銀行に非のあるものは銀行が責任を取る」と答えている。

---

25) 『選択』（2001-10）。宇沢氏は「日本の銀行がバブル時代に犯した罪は大きい。都会では強引な地上げで魅力的な町並みを壊し、リゾート開発と称して里山も破壊した。監督官庁もバックアップした…。銀行が高度成長期に日本の技術者や労働者ら生産に携わる人々が蓄積した血と汗の結晶を、銀行がバブルでぜんぶ捨ててしまったんです。銀行救済のために投じられた巨額の公的資金よりも、もっと大きな損害を国民に与えました」とものべている。

腰のひけた渋々の答弁であるが、「説明責任」、コンプライアンス、契約書交付などごく当たり前のことが実施されるきっかけとなる。

## VIII 結語 取るべき施策と進路

BIS規制実施を前に「嵐に向かって窓を開くな」という投書があったことを覚えている。大恐慌の嵐が吹き出した時期に井上準之助蔵相は金解禁に踏み切ったが、大内兵衛は「嵐に向かって窓を開くな」といって批判した。いま再び、バブル後の不況が深刻さを増している最中に、金融システムの改変することの愚を説いたものであった。その後、BIS批判はタブーで、諸悪のもとは不良債権で、それを処理すれば日本再生といった幻想が振りまかれた。

政府・日銀は、バブル後、銀行が「窮地」にたたされた本当の理由を隠している。問題の本質は「不良債権」ではなく、「押しつけられた」BIS規制である。それは昭和初期の「財界整理」と同じく「銀行整理」を、結果として強制することを目指している。その影響は「与えられた」間接的金融体系のもとで銀行に依存してきた中小零細企業に及んでいる。破綻、廃業相次ぐ中小零細企業を構造改革の名のもとに合理化するのが小泉政治である。

バブル期の銀行犯罪を隠蔽するわけには行かないし、「政」「官」「銀」のもたらしたバブル責任の追及は徹底的であるべきである。しかし、BIS規制に代表される外圧によって戦後蓄積された富が外資にくいちぎられていっている実情は、無視できない。

戦後日本を「外圧反応型国家」と規定する論議は多い。大阪市大経済研究所・数坂孝志編『日本型金融システムの転機』もその一つである。しかし、もっと明確に言えば「アメリカ追随型国家」である。そのアメリカは国益第一で、対日政策を取り仕切っている。

竹中・金融担当相とそのブレーンたちは、グローバルスタンダードとしてのアメリカン・ルール導入のいわば「確信犯」であろう。モデルとしてのアメリカである。〈世界市場〉をアメリカ中心に描いているからであろう。「国境を超えた動きが増えるとアングロ・サクソン型のルールや様式に収斂していく」という向きもあるが、はたしてそうか。逆の流れが強まりつつあるのでないか。

それに資本主義的市場経済といっても「アングロサクソンの」ものもあれば「ライン型」もある（アルペール 1991）。ひと頃は「儒教的国家資本主義」もいわれた。いずれも歴史的に形成された再生産過程の特質が「型」を作りあげている。日本的なものも「型」のひとつであった。今日、イントラ・アジア交易が進むなかで輸出入をみてもアメリカ一辺倒の時代はすでに過去のもまのとなりつつある。それだけに、なぜ、今、アメリカン・ルールなのか、毒舌の森嶋通夫風にいえば「アメリカについて踊ることが自分達の仕事だと思っている連中がいる」のかもしれないが。

確かに、この過程は“勝ち組”には追い風で利害が共通している。しかし、〈世界市場〉形成・確立はたとえアメリカと多国籍企業の欲望であっても簡単に一直線にはいかない。現に世界は繰り返しブロック化（世界市場化の一階梯）の過程<sup>26)</sup>をたどっている（小嶋 01）

政権党はアメリカスタンダード一本化のための金融ビックバン、BIS規制が金融システムを揺るがし、長期不況を余儀なくされていることをわかっているはずだ。だから、それを公的資金投入で糊塗する。しかし、銀行は生き残るためにその敵寄せをもっぱら取引先の中小零細企業に及ぼしてきた。それにより日本産業の土台が崩れていっている。どこまで、いつまでアメリカに追随せねばならぬのか。バーゼル・クラブからの脱退は論外としてもアメリカの国益に他の国を犠牲にさせる手法には修正意見を持って対抗するべきである。

ところが04年決着の新バーゼル合意（06年末実施予定）では見るべきものはなかった。アメリカの現状とその都合に合わせたものにすぎないと批判は討議段階から出ている。政府・日銀は一体、何を主張してきたのであろうか。重箱の隅をつついた、その程度のものである。自らの首をしめる。アメリカの敷いたバーゼル路線を是としているからに他ならない。

先に触れたように金解禁のさい600トンもの金塊が流出、日銀の正貨準備はピーク時の5分の1にまで落ちた。金解禁による構造改革はならず、日本経済は沈滞し、戦争への道を拓いた。今回、BIS受入れのもたらしたものは政府債務の増大であり、外資の国富さん奪である。いま一度、いつか来た道を振り返るべきであろう。

問題は対米公約を優先して国民に損失と混乱を与える政策が続いていることである。そのつけをどう始末するつもりなのか。

一つは05年4月解禁のペイオフ。このペイオフの必要性はいまだはっきりしない。海外市場に公約していたからであろう。もし来春以降、銀行破綻が出て、預金の一部が払戻しができなくなれば、再び銀行不安が高まるであろう。当然、予想されることだが、金融機関の選別が始まる。中小の地域金融機関から独占的なメガバンクに預金の流出が続こう。地方の中小金融機関<sup>27)</sup>と中小企業との関係、地域社会との関係に大きな影響を与えよう。

---

26) アジア版BIS結成の動きもなくはない。フレーザー・オーストラリア連銀総裁が1995年にその提案をしたのがきっかけである。日本、香港、シンガポール、オーストラリアの間で断続的に議論はあったようだが（榊原 1999）、アジア通貨危機でとだえた。しかし、世界の外貨準備の過半がアジア諸国に集まっており、発言権は大きくなっている。中国の勃興が変化の大波を打ち寄せている。アジア共同体を視野に入れた、将来的なテーマをデザインするべきなのだ。

27) 日本の金融システムの特徴は非営利・共同組織金融機関のウエートの高さである。郵貯を筆頭に信用組合、農協系、漁協系、労金。預金シェアの46%を占める。これらは生活圏の中の金融機関である。郵貯解体工作が示すように何でも市場化の動きが、これら金融機関と中小零細企業との関係を危ういものとしている。



もう一つは膨れ上がった公的債務。庶民を収奪したゼロ金利政策が解除されれば、累積した公的債務問題が金利上昇に伴って表面化する。

金融システムの危機は、最終的には財政危機に帰着する。〈Plethora〉は「公的債務」に形を変え残っているからである。いうまでもないが公的債務残高がGDPの140%を越している。平成金融恐慌に直面し、“なんでもあり”の経済刺激策に公的資金を投入、「私は世界の借金王」と笑って死んだ首相がいたが、その清算が待っている。

その基本原則は「市場の中のことは市場のなかで決着すべし」である。これまでは市場の外側にいる生活者にツケを回すことを常とした。市場の中で累積した債務は市場のプレイヤーがまかなうべきであろう。法人税増税等の市場システムの維持コストを支払うことで解決するのが常道といえよう。そのためには生活者と手を組んだ新しい政府の出番が求められる。

#### 資料Ⅰ 「110番」等に見る銀行被害の実態

銀行の貸し手責任を問う会・関西（代表 甲斐道太郎・大阪市大名誉教授 辻公雄・弁護士）は2002年発足以来、毎年一回、計3回、銀行被害の実態を探るために「銀行110番」を行っている。それに加えて定例の相談会を持っている。相談員は弁護士、司法書士、コンサルタントらが当たっている。以下に記すのは銀行110番、その後の相談会に寄せられた被害者の訴えを相談員の受信メモに基づいたものである。すべてをコンファームしたものではなく、銀行側のコメントも取っていない。

「銀行の貸し手責任を問う会・関西」は銀行被害者の借り手としての責任がないとはいっていない。他方、銀行には個々のケースを見た場合、「一半の責任がある」としている。しかし、裁判沙汰になった事案のほとんどは銀行側の全面勝訴となっている。裁判所の多くの判断が、銀行の貸し手責任は全く問うていない。バブル期の融資の特徴を見ると、「銀行にも貸し手としての責任がある」とするのが、この「会」の立場である。

以下の資料は「不良債権」がどのようにして生まれてきたか、銀行がどのように処理を進めようとしているのか、を示している。個別ケースを積み重ねる中で全体の問題を浮かびあがらすために引用した。被害者の訴えは多分に自己の言い分を過大に主張しているのではないと思われるが、それでも、ひとつひとつ点検していくと、銀行のルーズな融資、説明責任不在、責任逃れがでてくる。そして、その背後に一貫した銀行保護政策、バブルを起こし、その後の長期不況を引き起こした政治・行政の責任が垣間見えてくる。

#### ケース1 T男（76） 大阪府 化成品製造 大和銀行

95年に相続税対策が必要といわれ所有地にマンション建設を勧められる。銀行とゼネコンが組んで持ち込んだ話。子息が話に乗り、4600万円を30年ローン、金利3% 返済月20万円

で借りた。しかし、道路幅員拡張や文化住宅立ち退き費がかさんだため計画を中断した。“押し貸し”するだけで後のフローをしてくれず、大きな無駄遣いとなる。他に本業の借入金があるため、銀行は貸し剥しの動き、金利引き下げ(2.2%)での再生計画お願いしているが反応無し。弁護士がもう一つ頼りにならない。

#### ケース2 S子(62) 京都 アパート経営 三和銀行

自宅併用の女子学生専用の賃貸マンションを計画。その話を知った支店長が「三和に任しなさい。税金対策も考え旨くやってあげる」と、計画をキャンセルさせ、銀行を乗換えさせる。三和から3.6億円の融資を受け、支店長の指示でテナントビルを買ったが、後は銀行への金利支払に追われ、借金漬けに。銀行とのトラブルに巻き込まれ、連帯保証している一人娘が自殺未遂に。本人も心労で倒れ入退院の繰り返し状態。

#### ケース3 H男(56) 大阪市 不動産賃貸業 借入金7億3千万円 担保物件2.5億円

取引銀行都銀3行。元利・金利支払滞り無し。ところが突然、UFJ銀行が抵当物件の処分を通告。UFJ有担の順位1位で、競売かければ損が出ないので処分を急いでいる。UFJの動きが表面化すると、他の都銀も対抗して処分を掛けてくる。となると、会社は破綻必至。UFJに返済積み増しを提案して、競売に持ち込まぬよう頼み込んでいる最中。それにしても約定通りの支払いをしているのに銀行のやり方はむごい。

#### ケース4 K男(78) 京都市 電気店 取引銀行の第一勧業銀行(現みずほ)。

経営多角化で伝統工芸店作る。きっかけは第一勧業銀行がバブル期に「カネを使ってくれ」と持ち掛けてきた。当初、断ると「銀行と取引先は運命共同体。悪いようにはさせない」と執拗に迫ったので断りきれなかった。二億円借財。そのカネでケヤキ材を大量に抱え、建てた倉庫にあふれている。支店長がケヤキ材の処分先を見つけるといったが商談実らず。約束不履行を責めると菓子折りをもって謝罪にきた。

ところが最近、銀行の態度は変わり、「従業員の賃金30%カットして返済金作れ」と強腰でくる。金利などの返済は怠っていないが、代位弁済で処分するという方針をいつてきた。

#### ケース5 U男(68) 枚方市 家具商 近畿銀行(現・近畿大阪銀行)

1972年、家具商に。取引銀行は近畿銀行一本。バブル期、拡大融資に日参され、「ノルマ達成に助けてください」といわれ、8000万円借りて、不動産取得。その後、不動産価格は下落し、担保割れ起こる。

2年半前、大手術で入院、その最中に競売にかけられ店舗、自宅を取られる。さらに夫人名義の「スコヤカローン」に残債ありと、催促。年金だけの生活だが、銀行子会社近畿保証

会社から簡易裁判所に提訴される。

ケース6 O男(53) 大阪市 機械工具商 東京三菱銀行 借入金7900万円

三菱銀行と20年間の付き合い。約定通り、元利金利返済。一年前から返済額増加要請がくる。不況の最中だけに渋っていると、銀行は突然に債権を東京ダイヤモンドサービサーに回す。「返済方法はサービサーと話してくれ」と通告。「長年の付き合いなのにこの仕打ち、このままでは店つぶされる。不条理な話だ」。

ケース7 M男(52) 神戸市 明石西信用金庫

父親が自宅を建築するに際して連帯保証。1987年、350万円保証する。それが01年、2億円に。所有の貸ビルは競売。件の土地、建物巡り争いも。要の父親が死亡、母親が矢面にたたされることを心配。雇った弁護士の力量に不安。

ケース8 A男(75) 明石市 飲食店

阪神大震災で、店舗半壊、兵庫銀行から生活復興資金貸付で店舗再建したが、長引く不況の影響で、経営不振で破綻。夫婦自己破産。サービサーが保証人の子息から取り立て。家庭騒動に。裁判は敗訴。裁判官を訴追請求。

ケース9 T男(70) 神戸市 飲食店 兵庫信金

開業資金4000万円融資受ける。阪神大震災後、経営やや不振に。それを見た信金側は元利支払い四倍近く増加を求める。話し合いつかず、信金は競売手続きに入る。

ケース10 I子 ビル経営 大阪

旧なにお銀行の勧めで夫が貸ビル建てる。銀行がテナンとしてはいることが条件で6億5千万の借財。当の銀行がテナントとして入ったが、その後、銀行の再編もあり、支店を撤去。そのため空きテナントとなり、収支狂う。夫死去、銀行は担保に入っているビル売却を迫る。

ケース11 T子 貸ビル業 大阪

大口テナントが経営不振から退去問題発生、その後釜が定まらず、銀行への元利遅延起こる。銀行は担保処分を突きつけてくる。オーナーのT男、銀行に責められて体調崩してダウン。主婦のT子が矢面に。

ケース12 A子 福知山 教員 京都銀行 福知山北斗信金

知らぬ間に連帯保証人になっていた。ある日突然、預金口座が封印され、退職金を持って

行かれた。裁判で保証書見せられたが、男の字体で署名されていた。しかし、裁判官は「あなたの印鑑である」と敗訴。銀行員に預金証書を作るさいに印鑑を渡した覚えはある。詐欺で刑事告訴したいが時効だと弁護士はいう。自宅も競売で取られて住むところもない。

ケース13 I男 南大阪 バイオ業 富士銀行

バブル期に支店長が「技術だけ」の父親のもとに日参して「金借りてくれ」。堅実経営の会社だったが、その話に乗るピーク時8億円借入れし、事業拡張したが、バブル後、急ぎ戦線縮小した。いまま残金2億円。月150万円返済するがやりくりが窮している。一時、滞納もできた。銀行の出方が心配。この借金問題で一族ばらばらとなった。

ケース14 E男 京都 機械製造業 大和銀行

10年も前のことだが、銀行が、わが社の持つ特許に目を付け、生き残りのため太陽鉄工の傘下に入れとやってきた。それを断ると、貸剥がしでせめられ、その揚げ句、競売にかけられた。銀行が企業と組んで取引先を買収するなどもってのほかだ。その後、逆にその太陽工業は破綻してしまい、もう昔話と思っていたが、先日、RCCから債権買い取ったとやってきた。当時の残債があったというのだが、思いも寄らぬこと。徹底的に闘う。

ケース15 K男 大阪 商店主

バブル期に長年付き合っている銀行の強い勧めで土地を買ったのが失敗。その土地で立体駐車場をという提案にのって、損の上に損を重ねる結果になった。商売の売り上げ代金を押さえられるだけでなく、年金まで持って行かれる。年金は差押えできぬことは知っているが、今、銀行と喧嘩もできない。

ケース16 KO男 (28) 大阪 マンション経営 住友銀行

父親の帽子製造会社が2000年倒産。その煽りもあってマンション建築資金の貸し剥がし受ける。一度は不足分を年金で支払うなどのリスケ合意。その後、銀行は「上からの方針」と合意事項を破棄し、マンションを競売する。執行抗告認められず、住銀の子会社泉不動産が落札。父の会社まだ残債1億円あり。父親は体調崩し、実兄はノイローゼ状態に。「自己破産しかないか」(なお、この父親は長年、福祉関係のボランティアとして地域に貢献してきた人物)。

ケース17 S子 京都 小売店

地元信金に住宅ローン(12年)あり。途中で条件変更させられ、支払いが苦しくなっている。振り込みが遅れると、信金からやってきて「店番してやるからカードで金借りてきな」

と、高利なカードから支払いさせられている。厳しい取り立てで先が心配。

#### ケース18 M男 箕面市 建設会社経営

五つの会社を経営していたが、銀行に四つ取られてしまった。けしからんのは裁判所だったが、弁護士も頼りにならない。すでに戦いは終わったが、私の体験を被害者の方に伝えてあげたい。

#### ケース19 「池田」男 銀行員

父親(68)が株で失敗していた。銀行に5000万円、カードローンに1000万円、親類に1000万円。一銀行員が支払える額ではない。仕事柄、だれにも相談できない。どうしたら良いか。(その後、連絡先とだえる)。

#### ケース20 Y男(67) フィルム卸商

著作権を巡る訴訟に巻き込まれたが、それを知った銀行が貸し剥がし。競売で筆筒も机も持って行かれた。家に残っているのは母親だけ。銀行に文句をいいにいったが、最近(支店)にも入れてくれませんか。「闘いすんで陽が暮れて…」で溜め息ばかりです。

#### ケース21 匿名 男 自営業

陶器販売していたが廃業、店をテナントとして貸していた。取引先の信用金庫が破綻して、債権はRCCに回る。大和銀行が出してくれた金で債権買い戻す。その大和銀も急に書き替えに応じなくなった。そして、不動産の売却を進めだした。

#### ケース22 N男 貸貸業

取引銀行の三菱が債権をサービサーに回した。そんなこと勝手にできるのか。

#### ケース23 T男(67) 滋賀県 建設業 琵琶湖銀行

銀行に定期預金3100万円あるが、拘束預金となり、手形割れずに困っている。15年を越す長い付き合いで、株主でもあるが…。

#### ケース24 匿名女 美容業 神戸

住友銀行が取引先だったが、SMBC信用保証(東京)が突然、いろいろいってくる。どうなっていることやら。

## ケース25 F男

UFJが当座貸越契約を一方的に解除すると通告された。支払が一度も滞ったことはないのに、銀行だけにそんな権限与えられているのか。

## ケース26 E男 トラック運転手 大阪

地元信用組合から住宅ローン2600万円を借りた。担保として以前に住んでいた建物と今の土地建物、それに手持ちの大手企業の株式を差し出している。株は売り時と思い、担保から外してくれと依頼したが断られた。

## ケース27 K男 不動産業 滋賀県

琵琶湖銀行・積水ハウスから提案案件。4億円借入れ。高さ制限地域で計画進まず。89年の案件で、銀行側は当初、「申し訳ない」と別のいろいろ提案持ってきたが、今の支店長は「時効」と相手してくれず。

## ケース28 S男 食器店 京都

長年の取引先の信用金庫から住宅ローン（4200万円）組む。自宅、店舗を担保に。全体的に担保割れしていないが、売却・返済もとめてくる。「ハイスピードローン」の枠があるのに借りられなかったことあり。この件は財務省指導で解決。そのしっぺかえしか。

## ケース29 M女 エステ経営 大阪

株式会社でエステを1985年に設立。不況が長引き、採算悪化。母親の土地・家屋が担保。しかし、減価。本人、母親ともに自己破産を考えている。

## ケース30 T男 運送会社経営 東大阪市

取引先信金に融資を依頼したが、「会社が赤字」と断られる。貸し渋りはひどい。国金にはもう一度、足を運んでみるが…。

## ケース31 H男 会社員 和泉市

バブル期に住宅を建てた。それを担保に6000万円近い借金。返済できない。自己破産したい。弁護士を紹介してほしい。

## ケース32 H男（62） 貸ビル業 大阪市

銀行員がなんども足を運んでやってきて「確実にもうかる」と、無理やりに“押し貸し”1990年にフリーローンで1億円借りる。銀行が持ってきたのはゴルフ会員権とデリバティブ

の金融商品。当人はゴルフはしないが、銀行員は「間違いない」案件と勧める。そのゴルフ場は01年につぶれて紙切れ。金融商品でも大損、新しい担当者は「責任は買い手の判断」とすげない。ひどい目に遭っている。

ケース33 K女 (54) 友禅加工 京都

父が死亡し、事情が分からず債務を継承。工場は破綻し、債権はRCCに移行。自宅だけは何とか守りたい。

ケース34 H男 (31) 運送業 大阪市

旧福德銀行からの提案で、関係会社のゴルフ会員権購入を条件に200万円の融資を受ける。一年後にそのゴルフ場倒産し、会員権は紙切れに。ひどい話でないか。

ケース35 M女 無職

主人が病気のため物入りとなり消費者金融から200万円の借財。利息だけしか支払われない。年が年だけに主人は長くない。主人が死んだら後借金返済にどうしたら良いか。

この一件は主人や家族のものにも知られたくない。

ケース36 T男 会社経営 大阪市

取引銀行の幸福銀行が破綻して、債権は継承銀行に渡らず、RCC行きに。どういうことなのか。

ケース37 K男 西陣織物 京都

第一勧銀の提案融資にだまされ、マンション建設規制地域の物件購入して、利用もできず、売却もできず、ひどい目にあわされている。

ケース38 U男 金物業 大阪

商売不振。金融公庫返済ままならず、RCCに回すと通告受ける。息子の家を担保に入れている。

ケース39 O男 鉄工業 神戸

親会社から発注全面ストップ。兵庫県信組からの借入金10億円の返済滞る。リスケジュールリングを持ち込んで、交渉するが、金融機関側は資産処分の強行を図る。従業員70人の生活も掛かっており、何とか急場を凌ぎたい。

## ケース40 M男 グッズ販売他 神戸

支払ったローンがみずほ神戸支店に入金されていなかったことが判明。地裁に提訴したが、丁度、阪神大震災で家屋破壊で資料喪失し、十分な疎明ができない。震災のどさくさをよいことにした「銀行犯罪」。弁護士が逃げるので、一人で裁判闘争をしている。

## ケース41 H男（75） 自動車修理販売業 大阪市

提案融資で株購入代金6000万円借りる。工場、自宅が担保。売却強制されている。

## ケース42 T子 大阪府

兄が三菱銀行から1.5億円借入れ。決められた約定に沿って支払っている。ところが銀行からサービサーに回すと通告。そんなこと勝手にできるのか。

## ケース43 T男 鉄骨資材会社経営 大阪

業界最古参だったが、大手ゼネコンの倒産の煽りを受けて連鎖倒産。九州、沖縄工場などの資産は主力銀行は担保権行使して持ち逃げ。債権者や労組の協力で、和議による再建が可能で本社工場の事業再開。ただ、国金、商工中金など担保権者は和議に加わらず、債権者として独自の動きを示す。そのため和議の枠組みが崩れ、結果的に債権妨害に。政府系金融機関としての行動は納得しかねる。

## ケース44 F子（65） 無職 大阪市

兄の保証人に。担保も提供。主人は病気療養中。関西興銀の破綻で債権はRCCに。せめて自宅は確保したい。

## ケース45 O男 自営業 大阪市

富士銀行より14年前に住宅ローン3500万円を受ける。最近になり、金利を5%に上げるといつてきた。約定書には上げることができるから上げるのだという。

## ケース46 Y男 建築設計事務所 大阪市

91年に富士銀行の融資で土地を買い、その後、マンション建設。しかし、近年、銀行は貸し剥がしにはいる。マンション処分を迫ってきている。断ればどうなるか。

## ケース47 N男（80） 賃貸業 神戸

東海銀行と長年取引。バブル期、10億円枠設定して「何億でもだす。使ってくれ」と。証券マンを連れてくる。株券は東海銀の担保にはいる。その後、本人承諾もなく株の売買が行



われていたことが分かり、近畿財務局に苦情申立する。その後、関係崩れる。

#### ケース48 H男 会社経営 兵庫県

取引銀行の福徳銀行がつぶれ、債権はRCCに回された。新規の取引先からの融資がとまり会社更生法適用。納得いかんことばかり。

#### ケース49 Y子 コーヒー店経営 南大阪

知人の社長に頼まれ2億5千万円借入れの名義を貸した。その社長は自殺。見たことのない金のため借金地獄。毎月50万円の返済を続けている。相手は兵庫銀行だったが、今債権はRCCに回されている。RCCの係員がきて「確かに金はお宅には入ってませんね」と、いっているが…。

#### ケース50 H男 木材会社経営 西宮

昨年、父親が死去、5億円の不動産に根抵当がついていた。相続放棄すればよかったが、四兄弟の二人が相続。借入金12.5億円。返済は続けていたが、取引先の大和銀行は「弟さんの自宅を処分してくれ」といつてきたので弟はショック状態。不動産は一時34億円あったが、思い切って処分にはいった。ところが銀行がストップかけてきたので、やめた。その後、地価はさらに低下、土地処分しなかったことが裏目に出た。銀行には振り回されてる。

注記：①「110番」相談件数74件。うち50番まで上記した。「銀行被害なんでも110番」であるため相談内容はばらけたが、下記の注2 注3は個別テーマを元に「110番」調査しており、全体としては「連帯保証」「変額保険」被害者の数が膨らんでいる。

②銀行の貸し手責任を問う会・関西（代表 甲斐道太郎・大阪市大名誉教授 辻公雄・弁護士）が2003年8月2日、「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」と共催して連帯保証をしたがために窮地に陥った方の救済を目的に「連帯保証110番」を行なった。相談件数77件。

③「変額保険110番」。「問う会」は関西での変額保険、フリーローン被害の実態を調べるため04年6月14日に行った。（一）相談件数21件（一）案件 変額保険関連13件、ほか連帯保証など8件（一）内容 破産など深刻な事例も散見。「変額保険」というから保険の一種と勘違いしていた。銀行はリスクの多いという説明もしなかった。このような商品を認可した大蔵省の責任を問いたい。国家賠償訴訟に持って行くべきだ、といった意見が聞かれた（一）「変額保険は10年前の話」という反応もあり、関西での反応は今一つ。銀行の貸し手責任を問う会（東京）では被害者の数が300人を越している。東京では三菱銀行が積極的に売り込んだ商品。地域的な差が見られた。

## 資料Ⅱ 「銀行の貸し手責任を問う会・東京」に寄せられた事例。

銀行被害者から推名法律事務所などへの訴え。それは、後刻、「金融被害者の怒りの手記」(1号, 2号)(1998年)の形でまとめられた。

(以下、引用は要旨。判りやすくするために一部、手直しの箇所あり)

## ケース1 Y. H男(民放関連会社社長) 大阪 三和銀行

1989年、三和銀行支店次長らが社長室を訪ね、繰り返しゴルフ会員権購入を迫る。その主なやり取り、次のとおり。

三和銀：「何度もお勧めしているようにこのゴルフ場に入ってください。いま5千万円ですが、一年後には8千万円となります。1年だけですから(協力してください)」

Y. H氏：「自宅の近くのゴルフ場に入っているし、法人メンバーでもある。そんな遠いところに入る必要もない。第一、金もないし金利も支払えぬ。断ります」。

三和銀：「金利もお貸しします。日頃お世話になっているHさんだからこそお勧めしているのです。お願いします」

結局、Y. H氏は根負けして、後日、署名捺印。ところが、その後、(約束の)一年経っても音さたなし。会員権を売却するが、1995年になり、突然、残の元本と金利5500万円を支払えと催告書が舞い込み仰天。現在、係争中。「Hさんには損はさせません。そのうちチャンとします」という銀行の約束はどうなったのか。

## ケース2 M. T男 神戸 三菱銀行

老後のため高齢者福祉武蔵野方式(不動産を担保に行政が老後の生活資金を貸し、死後、相殺)に関心を持ち、三菱銀行の友人を通じ、二人の行員に相談に乗ってもらう。「それには不動産を持つことです」と、銀行の全額融資でミヤマという会社のワンルームマンションの購入を勧める。契約書では「20年後に元利一括支払い」という武蔵野方式が取り入れられていたはずなのに利息は翌月から自動落としされた。話が全く違っていた。ところが契約書は銀行への差し入れ方式のため手元になく、交渉に苦勞させられる。加えてワンルームマンションが割高の不採算物件で逆ざやのため損失の累積に。銀行の信用を利用してだましの契約だった。これが大銀行のすることか。抗議文は300通になった。

## ケース3 変額保険事件 A. T女 東京 三菱銀行

89年に旧三菱銀行溜池支店の行員が出入りするようになり、「相続税対策をしておかないと、大変なことになりますよ。それには保険をお勧めします。天下の三菱が大事なお客様だけにお勧めする商品です。融資も三菱が用意させていただきますから安心して加入してください」

といわれた。「あの三菱銀行が私どものために親切にしてくれた」と信用して変額保険に加入することにしました。融資額は保険料の1億円。5年分の前貸し利息など諸経費合わせ計1億6千万円。

ところが94年頃から（銀行は態度を一変）頻繁に銀行に呼び出され、「こんな資産価値のない保険は一日も早く解約して（融資を）返済しなさい」と迫られる。あまりの厳しさに家族は少々ノイローゼになった。「私が死んで（保険で）返済しなければ、返済できません」というと、銀行は「それはそちらで考えてください」と突き放す。「銀行は金さえ返してもらえば相手が死のうと苦しもうと血も涙もない金貸しなのです…」。

#### ケース4 変額保険事件 R. N男 東京・駒込 第一勧銀

生保と、私の勤めていた会社のメインバンク・第一勧銀銀行の副支店長が自宅にきて、相続税対策を提案。5億円の終身型変額保険で、一時払い保険料3億円と相続発生までの利息を融資するというもの。トップ銀行と生保だったので安心して2000年2月に契約したが、後で点検すると悪辣な違法性が次々。「融資額は年収の5倍までと、銀行内部のチェックポイントにあるが、私の場合は25倍であった」「融資額3億円のうち8800万円は利息の先貸しで、これは違法な歩積両建である」「申込は2月3日だったが、支店長の指示で期日は2月8日。後で気が付くと、その日から金利が上がっていた」「融資を受けた日から保険会社への払い込みまで（不思議な）空白が一週間もある」等々。第一勧銀の「論語と算盤」の精神は「商売とは人をだまして儲けるものではなく、お客に信用され喜んでもらったその結果、利益は頂くもの」ではなかったのか。

#### ケース5 変額保険事件 H. A女 東京 三菱銀行

取引のあった三菱銀行の行員が明治生命外務員を連れてきて「相続対策プラン」を勧めた。変額保険の売り込みだったが、説明も簡単、間違いないかと聞くと「大丈夫ですよ」と声を揃えていう。三菱グループということで父母も信じてしまった。1990年の夏のことで、後から調べると、この時期、運用益はマイナスになっていた。銀行、生保そろって嘘をついたのだ。元利とも相続発生時に返済ということが、金利は別と言い出し、金利分の追い貸しが続いている。後2年もすると、元利合計が保険金額を越す。借金が返せなくなる日が近づいている。加入者は返済のために早く死ななければならない。母は「私が早く死ねば助かるだろう」というようになった。おまけに融資契約の期限は10年、一括返済するには両親が心しなければならぬ。

#### ケース6 ホテルオーナーズシステム事件 N. A男 会社員 あさひ銀行

1988年、埼玉銀行（後、あさひ銀行 現リソナ）から相続税対策と口説かれ、五輪建設の

ホテルオーナーズシステムを「買う」。頭金と利息分3千万円借入れたが、91年、五輪建設は倒産、頭金しか払っていなかったためホテル物件は入らず、銀行の借金のみ残る。自宅はそのさいの担保に。「担保は通常、購入物件だが、ホテルは未完成なので、まず自宅を差し出してください」と、そして「五輪を倒産さすことは絶対しない。埼玉銀行を信用してください。私たち銀行員もぜひ買いたいと思っている物件なんです」。これが信用を売り物にする都市銀行なのでしょうか。

#### ケース7 ホテルオーナーシステム事件 M. S あさひ銀行被害者の会

今年（1998年）二月、伊藤あさひ銀行頭取の「宮川接待」のニュースを見て、やっぱりと思った。私たちは98年7月に、大蔵省にあさひ銀行の不正行為について調査し、行政処分を求める申し立てをした。大蔵省は金融検査の対象にしますと約束しながら…（検査の後）何等の処分をしなかったからだ.. 私たちは倒産寸前の五輪建設と手を組んだあさひ銀行麴町支店にだまされた。銀行の課長が、私の細やかな土地に目を付けて「相続税が大変ですよ。借金は多い程よいのです」といい、…渋る私に「都銀の埼玉がついている。五輪建設は立派な会社です」と（押し切り、「ホテル購入申込」をさせられてしまった）。

90年、五輪建設が危ないと察知したあさひ銀行は担保不足の私宅の借金を五輪ファイナンスに肩代わりさせました。自転車操業の五輪建設にファイナンス会社を作らせた大蔵省の無責任ぶりにも驚きます。

あさひ銀行の不正な過剰融資で自宅を競売にかけられたり、裁判で苦しんでいる（ものは数多い）。銀行の不正を世論に訴え続けて三年、雨の日も炎天かも横断幕をもって立っている。頭取が「宮川接待」で不正をもみ消したことは有名となり、大蔵省の宮川氏が手錠腰縄で法廷に立ったことで私たちの訴えは証明された。あさひ銀行は許せません。

#### ケース8 H. Y男（代理） 東京

某都銀から競売手続きが取られている最中である。ことはバブル期に戻るが、…銀行が相続税対策なるものをもってきた。そこで銀行から借金して父親の財産を生前取得しなさいというアドバイスに従った。何も知らなかったが、その頃、政府は答申を受け、相続税の税制改革を進めていた。そして89年1月より「相続開始前三年以内に取得した不動産は、不動産取得価格により課税する」旨改正された。父親はまもなく死去したが、この法改正で、相続税対策は役に立たず、借金だけが残った。銀行が相続税改正が進んでいることを知らなかったはずはない。MOF担の問題が今、話題になっているが、そのための情報収集であろう。つまり銀行は相続税法改正のリスクを知らせずに金利の荒稼ぎのためだましの取引をしたのであった。

## ケース9 A・S 東京 三菱銀行

くも膜下出血で手術後、寝たきりの老婆（当時77才）に91年6月と92年4月に三菱銀行新橋駅前支店は大型融資を実行し、担保提供させられていた。老婆の自宅を壊し、立体駐車場を作る計画が三菱商事を販売元として進んでいたのだ。

年金収入だけの老婆に返済能力はない。融資適格者ではない。いつ、どこで、銀行がどんな説明をし、どんな書面を買わしたのかわからない。

その老婆の子息が一連の契約書の写しを身元引受人として要求したが、本人と保証人（すでに死亡）にしか渡せないと拒否される。子息のA・Sさんは「交渉手段も持たず、契約内容も条件も知らないままサインさせられていた“さるぐつわ契約”です。銀行の貸し手責任が問われてしかるべきでないでしょうか」と憤る。

## ケース10 M・B 東京 三和銀行

93年暮れ、主人は自宅で自殺した。自宅と店舗の改築問題でわけの分からぬ借入金が増えてにっちもさっちもいなくなった。じつは90年、ある金融機関の融資でマンションを建設、入居者も埋まり万事うまく回っていた。ところが、ある日、三和銀行の次長が「自宅店舗を改築しましょう」と話を持ち掛けてきた。「今度は私の方でお金の面倒を見ます。こういうのは大銀行に任すのが一番」といわれ、主人もその気になったのが運のツキ。銀行が紹介した不動産屋が、後で聞くと札付きの男で、結局、主人はだまされた。銀行が「テナントの立退料」といった店舗改築と関係ない金を主人に融資し、いずれも不動産屋の手に消えた。主人は銀行と不動産屋に手玉に取られたようで、自宅店舗もマンションも競売で取られ、残された家族は行く場もない。主人の無念さを思うと、銀行は許せない。

## 参考文献

【金融庁の一年】[2001] [2003]（金融庁編）

【金融行政を考える】[1998]（総務庁行政監察局編）

【経済財政白書】[2001] [2003]

財務金融委員会議録 各号 [2001]

「銀行の貸し手責任を問う会」（東京）会報各号

「銀行の貸し手責任を問う会・関西」会報

日銀金融市場局「マーケット・レビュー」各号

日銀調査月報 各号

全国クレジット・サラ金問題対策協議会 総会資料集

Albert, Michel [1991] “CAPITALISME CONTRE CAPITALISME” du Seuil（久水宏之監修 小池はるひ訳

[1992]『資本主義 対 資本主義』竹内書店新社）

- 阿部 悦生編著 [2003]『金融規制はなぜ始ったか』(日本経済評論社)
- 飯田 経夫 [1998]「バブルを総懺悔して『脱米』の経済へ」(『金融の論点'98』ダイヤモンド社)
- 飯田清悦郎 [1972]『土地の経済学』(中公新書)
- 飯野 裕二 [2001]「金融システム不安の発生メカニズム」(日銀銀行論研究会編『金融システムの再生に向けて』有斐閣)
- 池尾 一人 [1995]『金融産業への警告』(東洋経済新報)
- 石山 宏樹 [2002]「サービサー制度の現状と課題」(『クレジット研究』2002-3)
- 伊藤 誠他 [1997]「金融不安定性のゆくえ」(『経済と社会』8号)
- 岩田規久男 [2000]『金融』(東洋経済新報)
- 大阪市大経済研究所・数坂孝志編 [1998]『日本方金融システムの転機』(東大出版会)
- 大西 義久 [1999]『アジア通貨危機 香港からの報告』(日本経済新聞)
- 奥田 健一 [2000]「邦銀のBIS比率を巡る最近の状況」(『郵政研究所月報』2000-10)
- 加藤 修 [2004]「転換期にある中小企業論」(『立法と調査』242号)
- 金子 勝 [1999]『反グローバリズム』(岩波書店)
- 数坂 孝志 [2003]「日本型金融システムの構造と展開」(『日本企業システムの再編』東大出版会)
- 木村 剛 [2002]『粉飾答弁』上下 (KKアスキー)
- 小嶋 康生 [2003a]「戦後産業循環と企業倒産」(『季刊経済研究』2003-3)
- 小嶋 康生 [2003b]「ベンチャーブームは幻でないか」(『政経研究』81号)
- 小嶋 康生 [2000-01]「『アジア共同体』試論ⅠⅡ」(摂南大学『経営情報研究』)
- 小林慶一郎 [2004]「地域金融機関の健全化までゼロ金利・デフレは継続する」(『金融財政事情』04-4-19)
- 小宮隆太郎 [2002]『金融政策論議の争点』(日本経済新聞)
- 榎原 英資 [1999]『市場原理主義の終焉』(PHP)
- 椎名麻紗枝 [2001]『100万人を破綻させた大銀行の犯罪』(講談社)
- 清水 啓典 [2004]「日本は今こそBIS規制撤廃を主張せよ」(『エコノミスト』2004-6-15)
- ソロス, ジョージ [1999]『グローバル資本主義の危機』(大原進訳 日本経済新聞)
- ストレンジ, スーザン [1999]『マッド・マネー』(桜井公人他訳 岩波書店)
- 高木新二郎 [2003]「私的整理ガイドラインと産業再生機構」(『金融』2003-1)
- 高須賀義博 [1985]『マルクス経済学の解体と再生』(御茶ノ水書房)
- 高橋 琢磨ほか [1998]『アジア金融危機』(東洋経済新報)
- 竹中 平蔵 [2000]「最善の準備は日本の構造調整の断行」(『論争 東洋経済』)
- 徳田 博美 [1992]「BIS規制は妖怪、見直せ」(『週刊東洋経済』92-7-4号)
- 鳥畑 与一 [1998]「国際銀行監督・規制体制の展開と国際金融システムの投機性・安定性」(経済理論学会46回全国大会の報告ペーパー (98-10-3))

- 中野 一新 [2001-6-4] 「日本の『土地病理』 - 国富と生活比例せず -」 (『日本農業新聞』「視点」)
- 中川 信義 [2003] 「資本のグローバリゼーションと南北問題」 (『経済』 03-7)
- 中川 信義 [2000] 「世界的集中・集積序説」 (『証券研究年報』 15号)
- 西村 吉正 [1992] 「銀行BIS規制見直し論への疑問」 (『週刊東洋経済』 92-9-5号)
- 原田 泰ほか [2002] 『デフレーションと過剰債務』 (財務総合研究所)
- Baumier, J [1983] *Ces Banquiers qui Nous Goivent* (LIBRAIRIE PLON) (ボミエ著 黒木寿時訳 東洋経済新報 84)
- 東谷 暁 [1999] 『BIS規制の嘘』 (日刊工業新聞社)
- 東谷 暁 [2003] 『やはり金融庁が中小企業をつぶした』 (草思社)
- 東谷 暁 [2003] 『エコノミストは信用できるか』 (文芸春秋社)
- 深尾 光洋 [2002] 「政府・企業・銀行部門の信用力」 (『日本経済研究センター会報』)
- 古川 顕・林 俊 [2002] 「銀行の貸し渋り行動」 (『経済論叢』 170-3)
- 福田 慎一 [2002] 「日本における貸し渋り」 (『郵政研究所月報』 2002-4)
- 降旗 節雄 [1997] 『貨幣の謎を解く』 (白旗社)
- 星岳雄, H.パトリック編 [2001] 『日本金融システムの危機と変貌』 (日本経済新聞)
- 丸山昭治 [1999] 「自己資本が金融機関経営に与える影響について」 (『郵政研究所月報』 1999-6)
- Magdoff et al. *HUNGRY FOR PROFIT* (Monthly Review Press 2000). 農業収奪をテーマにしているが、「農業」を「中小 零細企業」に置き換えることが出来る。邦訳は中野一新京大教授監訳『利潤への渴望』 (大月書店 2004-3)
- 森 俊彦 [2001] 「銀行監督の国際的枠組み」 (日銀銀行論研究会編『金融システムの再生に向けて』 有斐閣)
- 安田 隆二 [2004] 「時論」欄 (『金融財政事情』 2004-3-22)
- 山口 義行 [2002] 『だれのための金融再生か』 (ちくま新書)
- 吉野 俊彦 [1995] 『昭和恐慌は再来するか』 (ダイヤモンド社)
- 柳川 範之+柳川研究室 [2002] 『不良債権って何だろう?』 (東洋経済新報社)
- ライタン, R.E.・ロウチ, j [1998] 『21世紀の金融業』 (東洋経済新報社)

(2004. 7. 29 受理)